

◎開会及び開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

13番阿部信孝議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから平成20年第3回横手市議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、6番佐々木誠議員、7番小笠原恒男議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、本日から3月19日までの24日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は24日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○田中敏雄 議長 日程第3、議長から議長報告が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎市長の平成20年度施政方針に関する説明

○田中敏雄 議長 日程第4、市長より平成20年度施政方針に関する説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 おはようございます。

施政方針を申し上げます前に、先に開催されました臨時議会におきまして、横手産業支援センターへの補助金の問題等々につきまして、議員の皆様大変難しいご判断を迫る結果になったことを心から再び、三たびおわびを申し上げたいと思っております。この審議の中でちょうどいいいたしましたさまざまなご意見を決して無駄にすることなく、これからの市政遂行の場面で、重要な、貴重な糧として施策の推進に当たってまいります。そのことをこの場をおかりいたしましてお誓いを申し上げたいと思っております。

それでは、施政方針を申し上げます。

平成20年3月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営の基本方針と平成20年度予算案について、主要な施策とその概要をご説明いたしますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解をご協力をお願い申し上げます。

初めに、平成17年10月合併後の初代市長として就任以来、間もなく2年半を経過しようとしております。この間、市民の皆様とともに「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」の実現に向けて、「市民が基本、民意を起点に」を基本に、市民との直接対話を含めて最大限の努力をしてきたところであります。

昨年12月に実施いたしました合併に関する住民意向調査によりますと、合併は必要だったと答えた方が50.4%に達し、合併は不要だったと答えた方の16.8%を大幅に上回り、合併新市に対する期待の大きさがうかがえます。今後も引き続き対話重視の視点から、私のまちの市長室や出前トークなどを開催し、市政に対するご理解とご協力を賜りたいと存じます。

また、地域協議会や地区会議を初めとする地域自治の充実と地域活動をより一層促進させる施策を講じ、市政の発展に向けて取り組んでまいります。

さて、平成20年度予算については、市政全般にわたり行財政運営の効率化を進め、持続可能なまちづくりの推進に向けて重点的、優先的に取り組む政策課題について、市の方向をよりわかりやすく示しつつ、迅速な展開を目指すことを基本に編成いたしました。特に、安全・安心のまちづくり事業や地域づくり事業への支援、自動車産業強化事業、食と農からのまちづくり事業、健康の駅推進事業等につきましては、当市の最優先課題と位置づけ政策枠予算を重点的に配分いたしました。また、それぞれの地域において策定される地域づくり計画に即し、各地域が主体的に取り組む安全・安心住みよいまちづくり事業や、元気な地域づくり事業を強力に展開するため、昨年に引き続き地域局提案枠予算を措置しております。平成20年度以降においても各種施策のさらなる選択と集中を図り、市政全体の持続的な発展を確固たるものにすることを目指してまいります。

2つ目の平成20年度予算案についてであります。

日本の経済は、原油価格の高騰やアメリカのサブプライムローン問題の影響による株価の下落などから、景気の先行きが不透明な状況になっております。また、当地域の経済においては、人口の減少と高齢化、米価の下落などで景気回復の実感がないまま市民所得の減少が見込まれております。こうした状況の中で、本市では、高齢者、障がい者への社会保障関係費や子育て支援経費などの扶助費の歳出割合が増加しており、さらに実質公債費比率の高い水準での推移など、引き続き慎重な財政運営が必要と考えております。

総務省は、平成20年度の地方財政計画でこうした地方財政に配慮し、地方再生に必要な財源を確保するため地方再生対策費を創出し、地方交付税交付金の交付総額を3年ぶりに1.3%増額しております。これにより地方交付税の大幅な削減は避けられましたが、本市の平成20年度一般会計当初予算におきましては、依然として10億円を超える一般財源の不足額が生じております。

こうした状況から、平成20年度の予算編成は、本年度に引き続き枠配分方式による分権型予算編成としました。予算の編成過程においては市民ニーズの把握に努め、サービスや事務事業の優先順位を明確にししながら、市民福祉を第一に考え編成を行ったところであります。平成20年度の一般会計予算総額は472億1,200万円で、本年度の当初予算額と比較して9億8,400万円、率にして2.1%の増となりました。このうち3億4,170万円につきましては政府系資金等の繰上償還によるものでありますが、ほかには市立横手病院増築事業への出資、横手駅前再開発事業などの投資的事業の増加によるものであります。

歳入歳出の主な内容であります。初めに歳入について申し上げます。

市税では、本年度と比較して3億5,752万円、率にして3.9%減の88億119万5,000円を見込んでおります。減額の主な要因は、市民税のうち個人市民税の落ち込みでありまして、課税所得額が減少している中で、税源移譲に伴う年間所得変動にかかわる減額措置、住宅借入金特別税額控除措置などの税額調整制度のため減額が見込まれるものであります。

地方譲与税は、現行の制度維持を前提に本年度と比較して2,700万円、率にして3.3%増の8億4,600万円と見込んでおります。

地方交付税は本年度と比較して3億円、率にして1.6%増の186億円と見込んでおります。

普通交付税については、平成19年度の交付決定額から交付税検査で錯誤により加算された額を減額し、地方財政計画に沿って個別算定経費を1%減、包括算定経費を2.5%減とし、公債費と頑張る地方応援プログラム費を試算した額に地域再生対策費見込額として5億6,000万円を加算し、174億円と見込んでおります。特別交付税については、本年度と同額の12億円を見込んでおります。

また、地方交付税の振替措置としての臨時財政対策債は、地方財政計画をもとに本年度と比較して8,500万円、率にして6.1%減の13億1,400万円と見込んでおります。

このような状況の中で、歳入における一般財源の不足を補うため、財政調整基金から11億円を繰り入れて収支の均衡を図っております。

一方、国庫支出金については、本年度に比較して5億273万6,000円、県支出金については3億8,002万5,000円伸びております。これは市街地再開発事業補助金の伸びが大きく影響しております。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費である人件費については、職員数の減などにより本年度比5億4,237万円、率にして5.0%減となっておりますが、扶助費では障がい者福祉費や児童手当費の増などにより本年度比2億8,776万3,000円、率にして4.5%増となっております。

公債費については、本年度比2億7,387万8,000円、率にして3.4%増となっておりますが、政府系資金の繰上償還を除くと実質は減額となっております。

義務的経費の合計は253億6万1,000円で、歳出に占める割合は53.6%となっております。

投資・出資・貸付金では、市立横手病院増築事業及び大雄上水道事業への出資金の増により本年度比6億1,631万1,000円、率にして49.8%増の18億5,305万7,000円となっております。

普通建設事業については、大森小学校統合事業や横手体育館アスベスト除去工事、横手駅前再開発事業費の増額などにより本年度比7億1,990万円、率にして13.2%増の61億6,730万5,000円となっております。

平成20年度は、ふるさとよこてスクラムプランに基づき、みんなが主役のまちづくりの推進のため、本年度に引き続き元気の出る地域づくり事業に1億2,250万円を計上し、地域住民との協働のまちづくりを進めるほか、活力ある産業の進行を図るため、担い手育成基盤整備事業、農業夢プラン応援事業などの継続事業の進捗を図りながら、食と農からのまちづくり事業に2,196万円、自動車産業強化事業に1,232万円を計上し、地域産業の活性化と雇用の確保を目指してまいります。

また、安全で住みよいまちづくりのため、山内上平野沢地区に移動通信用鉄塔施設を整備するほか、広域交流の進展につながる道路新設改良事業を進めながら、水害対策事業や無堤地区調査事業に取り組んでまいります。

医療体制の充実としては、市立横手病院の増築事業へ4億9,880万円を出資するほか、生活環境整備のため大雄地区配水施設整備事業へ1億5,700万円を出資するなど、横手市総合計画が掲げる「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」の構築を目指す予算としたところです。

なお、一般会計に障害者支援施設特別会計ほか2会計を加えた普通会計ベースでは、本年度と比較して2.1%増の479億431万6,000円であります。

また、国民健康保険特別会計ほか26特別会計総額では、本年度と比較して26.8%減の271億1,039万7,000円となっております。これは平成20年4月からの制度改正により後期高齢者医療特別会計9億9,562万7,000円が新設されますが、老人保健特別会計が本年度比104億2,802万3,000円、率にして90.7%減となることによるものであります。

病院事業と水道事業の企業会計では、本年度と比較して24.1%増の125億2,751万5,000円を計上しております。これは、病院事業会計における市立横手病院の増築事業、水道事業会計においては水道事業計画に基づく大雄地域配水施設整備事業などの実施によるものであります。

以上の結果、平成20年度の全33会計予算総額は、本年度と比較して6.9%減の875億4,222万8,000円となっております。

3つ目の平成20年度の主要施策等についてであります。

(1)の行政経営改革についてであります。行政は、管理・運営から経営への時代認識から平成19年度行政経営改革室を設置し、すぐれた企業の経営手法に学びながら市民の視点に立った改革に取り組んでいるところであります。

このたび私は、市の経営革新をいま一歩進めるため、職員への年頭訓示の中で横手市の行政経営理念を新たに示しました。それは、「私たちは、幸せな地域社会の実現を目指し、市民と手をたずさえて、地域価値の創造に挑戦し続けます」というものであります。一般の企業でいいますと社是・社訓に類するものであります。横手市役所はどのような組織でありたいのか、職員と改めてその価値観を明確に

共有し、この理念のもと職員一丸となって、この激変する時代に挑戦していこうと訓示いたしました。今後、各職場で多くの対話を重ねる中で、この経営理念に基づく市職員の行動指針を職員みんなの手でつくり上げ、新年度から各職場で共有しながら市民サービスの向上に努めてまいります。

また、行財政改革全般の活動についてですが、この1月に第2期行財政改革推進委員会の委員を新たにお願いし、新年度は全体的に補助金の見直しや第三セクターとの関係の見直しなど、改革メニューの中でも特に財政改革に関し集中的に取り組んでまいります。特に第三セクターや温泉施設については、それぞれの施設など単独での改善対応には限界があることから、これらを全体的に検討してまいります。

(2)の組織機構の再編についてであります。

地域自治区の設置期間満了後の平成22年4月を見据え、平成20年度から職員削減の状況を踏まえた組織及び人員配置の見直し作業に着手いたします。これまでは、合併協議の合意に基づく本庁・地域局の職員配置を基本にしながらも、業務内容と業務量に即した人員配置とするため、各部局において適宜見直しを行ってまいりました。平成20年度は、各自治区固有の業務と全市的業務を整理の上、本庁と地域局の意思統一を図り、効率的な事務執行と迅速な市民サービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

現在、健康の駅と地域包括支援センターについては、市内を3ブロック化して推進することとしておりますし、それ以外に総務企画部、建設部、各地域局及び教育委員会で業務担当の見直しなどにより、市民サービスの向上や事務の効率化の点から、一部部署の配置がえ及び統合などの検討をしております。また、職員数の漸減に応じた組織の見直しを随時行うとともに、職員の能力活用と意欲の向上が図られる人事配置を行ってまいります。

(3)の元気の出る地域づくりについてであります。

元気の出る地域づくり事業については、各地域の地域づくり計画に基づき、地域の課題を解決するためのハード事業である安全・安心・住みよいまちづくり事業と、地域の特色ある取り組みを支援するソフト事業である元気な地域づくり事業を平成19年度に引き続き実施いたします。

平成20年度に実施する地域の特色ある事業としては、ボランティア団体とも協働で実施する山内地域の芝桜再生事業や、10周年を迎える大雄地域のたいゆう緑花園で開催するたいゆう緑花園パノラマフェスタ、健康に対する正しい情報の提供や地域住民の健康意識の啓発などを目的に大森地域で開催される元気の出る健康まつり I N大森などがあります。地域づくりにおいては、区長を中心に地区会議や地域協議会などからもご意見をいただきながら、地区会議支援事業やみんなが主役のまちづくり支援事業と併せて実施することにより、8つの地域がそれぞれの特性を生かし、より一層地域の活性化が図られるよう努めてまいります。

(4)の地域情報化の推進についてであります。

横手市地域情報化計画に基づき、地域情報通信基盤整備推進事業により、将来的にも通信事業者による整備が困難と見込まれる雄物川の西側に位置する大森地域全域と雄物川地域の一部において、平成19

年度の繰越事業として光ファイバーを敷設しブロードバンド環境の整備を行います。また、本事業においては、地上デジタル放送の開始に向けたテレビ共聴施設の整備、地域情報スポットの整備などもあわせて実施いたします。

情報格差解消事業では、携帯電話不感地域解消のため、山内地域上平野沢地区に移動通信用鉄塔を整備いたします。また、地上デジタル放送の開始に係るテレビ難視聴対策については、本年7月までに山内中継局及び大森中継局の改修が予定されており、放送エリアの拡大が図られますが、受信状況の調査を徹底しながら難視聴対策計画を策定するとともに、視聴者の負担軽減のため、国・県へ支援を要望してまいります。

(5)の福祉環境施策についてであります。

①ごみ処理統合施設整備事業についてであります。本事業については、本年度中に策定予定である施設基本計画に基づき、今後、建設用地の決定やさらに詳細な施設計画の検討を行います。また、建設用地については、現在候補地の絞り込みを行っておりますが、平成20年度にはその候補地を対象に適地選定調査を実施し、この調査結果や議会の皆様のご意見などをもとに関係住民の方々への説明会を開催し、意向を確認した上で建設用地の選定を行ってまいります。

②国民健康保険事業についてであります。

改正医療保険制度が平成20年度から本格実施されることに伴い、国民健康保険制度も大幅に改正されます。加入者では75歳以上の方1万2,000人が後期高齢者医療保険に移行し、また、退職者国保加入者4,500人が一般被保険者となります。

次に、国保財政の関係では、65歳以上の前期高齢者の医療費に係る全国規模での財政調整制度や後期高齢者医療支援制度が新たに創設されております。これらの改正に伴い、国保税の課税区分に後期高齢者支援金が新設され、国保税の賦課限度額も医療分が56万円から47万円に引き下げられ、後期高齢者支援分を12万円に設定するなど、新たな課税方式に変更されることとなります。また、65歳以上の方のみが加入している国保世帯は国保税を年金から徴収する特別徴収が開始されます。

このような状況から、昨年6月議会においても申し上げましたが、国保税の不均一課税については継続できないことをご理解賜りたいと存じます。

なお、ご承知のとおり、国民健康保険特別会計の当初予算については概算での予算計上であり暫定的な予算となっておりますので、税率改正などを行う6月補正予算において本格予算を組むこととなりますので、併せてご理解願います。

③の後期高齢者医療保険制度についてであります。

後期高齢者医療保険制度における保険料の決定、保険給付などの保険者機能については、昨年2月に発足した秋田県後期高齢者医療広域連合が担い、市町村においては保険料の徴収、保険証の交付などの窓口事務が主なものとなります。このため、本定例議会に市が行う業務を規定する横手市後期高齢者医療に関する条例、保険料徴収などの経理を行うための後期高齢者医療特別会計予算を提案しております。

秋田県の後期高齢者医療の保険料については、昨年11月の広域連合議会において、所得割率7.12%、均等割額3万8,426円と決定されております。1人当たりの保険料は軽減判定後の額4万7,051円と試算され、全国平均7万2,000円と比較し35%ほど低く、青森県に次ぐ下位の保険料となっております。今後は市民の皆様へ周知を徹底し、円滑な制度移行に努めてまいります。

④の健康診査制度の変更についてであります。

老人保健法に基づきこれまで実施してきました基本健康診査は、国の医療制度改正に伴い、平成20年度から各健康保険者が実施するよう義務づけられるなど実施体制が大きく変わります。平成20年度から市で実施する特定健診、特定保健指導の対象者は、40歳以上の国民健康保険に加入されている方と、生活保護を受けている方及び75歳以上の後期高齢者医療の被保険者であり、費用は無料となります。社会保険などに加入している被扶養者については、各保険者が実施することになります。また、がん検診などについては、従来どおり市が全市民を対象者として実施いたしますが、今まで無料であった70歳から74歳の方は費用の一部を負担していただくこととなります。今後とも市民の健康保持のため、積極的に事業推進に努めてまいります。

⑤の健康の駅推進室及び地域包括支援センターの3ブロック化についてであります。

組織機構の再編の項目で申し上げましたが、平成20年度から健康の駅推進室と地域包括支援センターを市内3ブロック化して、より地域住民の身近な場所において事業を実施いたします。東部は横手地域、西部は大森地域、南部は十文字地域を拠点として、保健・医療・福祉の専門職がお互いに連携を図るチームアプローチを向上させ、事業を展開してまいります。

これにより、健康の駅事業については、より多くの市民の皆様が個々の体力や健康状態に応じた運動習慣が定着できるように健康増進活動を一層推進してまいります。特に平成20年4月から施行される特定健診・特定保健指導で生活習慣病予備軍とされた方の対応を進め、健康の駅事業の機能拡大を図ってまいります。

また、地域包括支援センターにおきましても、高齢者の方々が住み慣れた地域において自立した日常生活が継続できるように、健康の駅事業との連携による介護予防などの地域支援事業の充実を図ってまいります。

⑥の障がい者の自立支援についてであります。

平成17年11月に障害者自立支援法が施行されましたが、国の施策の見直しや制度改正の途上でもあり、利用者への情報提供を一層充実する必要があります。このため、新年度からは福祉施策の説明、相談会の開催、パンフレットの配布などにより、事業やサービス内容についてこれまで以上にきめ細かく情報提供をしてまいります。

また、自立支援協議会を初めとした関係機関などと連携し、ニーズの実態を把握するための調査や研修、障がい者の状況に応じた家庭訪問やサービス提供などを強化してまいります。

さらに、就労支援を推進するため、市役所内での障がい者雇用の推進、施設外就労訓練の場の提供、

生きがいの創出、一般就労への支援などを目的とした障がい者就労支援ステップアップ事業を本市独自の施策として積極的に推進してまいります。

⑦の高齢者福祉サービス事業及び第4期介護保険事業計画についてであります。

介護支援の1つに、要介護度3以上の高齢者を在宅で介護している家族の支援を目的とした介護用品支給券支給事業があります。現在、おむつなどの介護用品が購入できる券の支給を市民税非課税世帯を対象に展開しておりますが、在宅福祉サービスの充実の観点から、公的年金等控除の縮小や高齢者の住宅税非課税限度額の廃止といった税制改正に伴う影響に配慮し、平成20年度からは支給対象範囲を市民税均等割課税世帯まで拡大し、家族介護世帯への経済的な支援の拡充を図ってまいります。各種の高齢福祉サービス事業につきましては、引き続き事業実績、効果、ニーズなどを精査検討しながら見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、平成21年4月からの第4期横手市介護保険事業計画の策定であります。本年度実施しました介護保険アンケートの集計を現在行っており、これらの分析を踏まえ、横手市介護保険運営協議会に保険料、基盤整備、保健福祉の3つの作業部会を設置し、本格的な策定作業を進めてまいります。今後、機会をとらえて、作業部会の中間報告という形で第4期事業計画案の概要を議員の皆様へ報告したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

⑧の保育事業及び学童保育事業についてであります。

現在、市内には公立、私立合わせて34カ所の保育所が設置されておりますが、出生数の減少や保護者の就労形態の多様化などの社会情勢の変化に対応するため、平成20年度中に保育所の適切な設置についての整備計画を策定いたします。

なお、大森地域のへき地保育所である前田保育所に入所している児童の保護者は4月から同地域内の白山保育所での保育を希望しており、平成20年度は入所者がいないため、実質的に休止状態となります。同地域で既に休止している坂部保育所とあわせて、今後の方向性を整備計画策定の中で検討してまいります。

また、学童保育については、年々増加する保護者の需要に応えるべく、市内全体への適正な配置を進めておりますが、大森地域においては、平成21年度開校予定の新大森小学校に併設した学童保育専用施設を整備することとし、これに向けた調査費を平成20年度予算に計上しております。

⑨の子どもの権利宣言についてであります。

現在、高度情報化や少子高齢化などの進行により、我々の生活様式と社会意識は変わり続け、児童が犠牲となる悲しいニュースが後を絶ちませんが、子供の健やかな成長があってこそ将来の展望が開けるものであり、市民一丸となって子供たちを大切にすることが必要です。

そこで、本市では子供たちが人間としての権利を学び、他人の権利を尊重する風土の醸成を図るため、横手市子どもの権利宣言を平成20年度中に行うことといたしました。子供みずからが自然に触れ、郷土を理解し、郷土に誇りを持ち、あわせて生命や愛情の大切さを学びとり、豊かな感性と生きる力を備え

た優しくたくましい子供に成長していただきたいと願うものであります。平成20年度は、すべての市民が子供と子育てにかかわりを持つように記念イベントなどを通じて意識の高揚を図り、横手っ子の健やかな成長を願う温かさに満ちた地域づくりを進めてまいります。

(6)の産業振興施策についてであります。

①農林業振興についてであります。米政策関係については、先般秋田県より当市の平成20年産米の生産可能数量と作付可能面積が配分され、前年と比較し数量にして2,652トンの減量、率にして4.1%の減となりました。一方、転作目標面積は5,173ヘクタール、配分率34.22%となり、本年度転作率と比較し3.52ポイントの増となりました。これに基づき、1月28日に開催された横手市地域水田農業推進協議会で平成20年度の生産目標数量と転作目標面積を決定し、2月8日に各農家に配分したところであります。米価下落など大変厳しい状況下であります。農家の皆さんのご理解を賜りたいと存じます。

また、品目横断的経営安定対策については、平成19年度において集落営農組織が73組織、認定農家557戸と約4割の集積率であり、目標を大きく上回ることができました。平成20年度においても、さらに30集落営農組織の立ち上げと既存集落営農組織の法人化に向け、県やJAなどの関係機関で構成するアクションサポートチームを中心に強力に推進してまいります。

しかしながら、集落営農組織の立ち上げや法人化については課題も山積していることから、農家の皆さんが一堂に会し学び、意欲的かつ取り組みやすい環境づくりを進めるため、この27日、秋田ふるさと村を会場に、関係機関共催のもと「横手市農業担い手フォーラム」を開催いたします。フォーラムでは、読売新聞特別編集員橋本五郎氏の講演のほか、活動事例発表・意見交換などを予定しており、多くの皆様の参加を期待しているところであります。

当市の農業振興計画では、米を中心的な作目として位置づけておりますが、米需要の減退や価格の低下、さらには消費者の安全性への要求や食味に対するニーズの高まりなどが相まって、ますます産地間競争が激化しております。これらの課題に対応するため、あきたこまちのみにとられない品種の構成、防除体系のあり方、減農薬減化学肥料栽培の促進など、高品質の米づくりを推進してまいります。また、農業所得の向上を目指し、複合経営・各作物部分の規模拡大や作業の省力化に取り組む集落営農組織、認定農家を初め、新たに農業に取り組もうとするフロンティア農業者育成研修などについても引き続き支援してまいります。

農林整備関係では、農地・水・環境保全向上対策が2年目を迎えることになり、94の活動組織が、8,852ヘクタールの農地について集落の農業資源と自然環境を守るための共同活動や、環境負荷低減に向けた営農活動に取り組むこととなります。市としては、県や関係機関との連携を図りながら、事業が円滑に推進されるよう引き続き努めてまいります。

農業基盤整備については、国営のかんがい排水事業が新年度から横手西部地区の油川など5路線について国で調査を実施いたします。また、県営の担い手基盤整備についても平鹿地域浅舞地区の第3平鹿及び吉田地区下郷の2カ所で新規の調査を実施いたします。これらと併せて、継続事業であるほ場整備

や農道・用排水路整備など、生産基盤整備も実施してまいります。

林業関係では、市行造林の大半が植栽後40年を経過していることから、従来から行ってきた保育事業に併せて、新年度からは収穫間伐事業にも取り組んでまいります。

②の商工業の振興についてであります。

工業振興については、人材育成を重要な戦略として位置づけ、幅広く有能な人材を育成する事業や、県南工業振興会、横手市自動車産業研究会などと連携し、ものづくりの人材を育成する事業を実施してまいります。また、自動車産業を中心とした企業誘致を推進するため、企業誘致専門員を採用し、自動車産業の集積を図るよう努めます。さらに、地元企業の受注増や競争力強化を図るため、横手市自動車産業研究会を中心とした事業への支援を行います。

労働政策である雇用対策として、首都圏等の人材と地元企業との雇用のマッチングが図られるよう、面接会などを開催しながら事業の展開を図ってまいります。

次に、商業振興については、各商工団体等が行う独自のイベント事業や商店街振興のための取り組みについて市としても積極的に支援し、地域の活性化、にぎわいの創出を図ってまいります。

また、金融対策につきましても、中小企業融資あっせん制度をより利用しやすいよう推進し、利子補給制度の活用も含めて商業活動を支援してまいります。

なお、最終年度となった国の雇用創造支援事業については、IT関連、アグリビジネス、ものづくり関連について、より充実した講座、研修セミナーなどのさまざまな事業を行い、地域雇用の拡大に努めてまいります。

③の「食のまち横手」の推進についてであります。

資源豊かな横手の食と農のマーケットを拡大し、売れる農産物づくりを実践するためには、常に地域がマーケティング戦略の視点を持ち、これらに取り組むことが必要であります。そして、そのことが元気な地域農業と豊かな暮らしを実現するものと考えております。この目標達成に向け、平成20年度はこれまでの活動の中で培った市場関係者の皆さんとのネットワークをさらに深め、地域にあっては関係機関との連携強化や市民への情報提供に努めてまいります。

具体的には、市場や消費動向を把握し、特産品の開発や改良のためのマーケティングリサーチや商談・物産フェアの実施、農産加工品の製造テストや加工ビジネスの可能性を探る食品加工ビジネス調査事業の実施、また、輸出戦略作物の米・リンゴ・果樹加工品などを海外の展示会などに出展し、販路開拓の可能性を探る海外輸出販路開拓調査などの事業を一層推進することにしております。

また、米文化・麴文化が薫る横手から全国に向けた情報発信として、発酵と食文化をキーワードに各分野のスペシャリストを迎え、「全国発酵食品サミット in 横手」を3月29、30日に開催することにしており、食と健康をテーマとした取り組みも含め「食のまち横手」の地域ブランドの確立を目指してまいります。

次に、本年度、市内21の宿泊施設の賛同を得て取り組み好評を得た「朝ごはんの美味しい横手推進キ

キャンペーン」を平成20年度も継続して取り組んでまいります。この事業は、県下有数の米どころ横手に観光やビジネスで訪れるお客様を地元産の新米と旬の食材によるおいしい朝ご飯でおもてなしをすることにより、お米や野菜のおいしい横手を実感していただき、横手市の食と観光のイメージアップとサービスを提供する側の食に対する意識の高揚を図ることを目的に実施するものであります。横手の恵まれた環境で生産される良質な米や野菜などの食材により、さらにおいしい食事で観光客をお迎えできる横手市をつくるため、食に携わる方々とともに事業を推進してまいります。

④の海外誘客による観光振興についてであります。

当市における海外誘客事業は、従来からの取り組みにより、1年余りの間に約5,000人の観光客が当市を訪れた香港を初め、アジア圏の中でも日本への観光客数が最も多い台湾、韓国に着目し、事業を展開してきたところであります。

特に、昨年11月には私自身が台湾へ出向きセールスを行う中で、旅行会社やマスコミ関係者の当市への招聘をお願いしたところ、ことし1月7日から11日までの日程で、旅行会社及びマスコミ関係者7名の方に訪問いただきました。横手を案内する中で、かまくらづくりや雪遊びなど、雪をメインとした体験、食べ物や温泉、物産など、冬の横手市を余すことなくPRし、台湾からもお客様を呼ぶことができるよう意見交換などを行いました。

今後は、より経済波及効果の高い宿泊を伴うツアーの実現のため、観光関係団体や宿泊施設など民間の方々にも積極的に現地商談会に参加していただくための方策を講じてまいります。

また、昨年5月、改正旅行業法の施行により国内旅行を取り扱う第三種旅行業に観光関係団体などの業務算入が可能となりました。隣接する自治体を含めた当市エリアが有する魅力や、第一次産業体験などを存分に盛り込んだオリジナルツアーの企画、商品化は、当市に滞在し宿泊していただく最良の方策の1つと考えますが、これを推進するため、旅行業の登録申請を予定している横手市観光協会に当該経費の一部を補助するための予算を計上しております。これにより、行政と観光関係団体との一層の連携を図り、地域の活性化を推進してまいります。

⑤の歴史遺産「後三年の合戦」を活かした観光振興についてであります。

今年見込まれている平泉の世界文化遺産登録を見据え、観光資源として大きな可能性を持つ後三年の合戦を生かした誘客を図るため、平成20年度は後三年の合戦2連ポスターを作成し、全国に向け情報発信してまいります。また、数多くの言い伝えが残っている観光名所及び史跡の見学コースをまとめた後三年の合戦伝説マップの活用や、新たに掘り起こされた伝説の観光案内看板等の作成、地域の皆さんとの連携による（仮称）史跡ガイドの養成を実施しながら、平泉を訪ねる国内外からの多くの旅行客の誘客を図ってまいります。

なお、岩手県とJR東日本においては、今夏、平泉世界遺産登録に併せ大々的なキャンペーンを展開する予定であり、当市の魅力をさらにアピールするため、ともに協力しながらPR効果の最大化を図ってまいります。

(7)の建設行政施策についてであります。

①道路事業について。

道路事業については、補助事業の交付金事業として6路線、単独事業の「くらしのみちづくり事業」として16路線の整備を進めてまいります。その中の武道線改良事業は、平成4年に旧山内村で着手して以来17年を費やし、悲願の基幹道路全線完成を迎えることとなります。これにより、武道地区と山内地域中心部を結ぶ路線の安全な通年通行が確保されます。また、新規事業としては、県道と横手工業団地を連絡する杉沢安本線の道路改良事業に着手するなど幹線道路の整備を図ってまいります。

今後の道路整備についても、道路整備計画に沿って均衡ある地域発展に寄与する道づくりを進めてまいります。

②の都市計画マスタープランの策定についてであります。

平成18年度から3カ年で策定予定の都市計画マスタープランについては、地域ごとのまちづくりの方針となる地域別構想を検討いたします。これにより、都市計画区域以外も含めた市全体の将来像を示す向こう20年間の長期計画となる都市計画マスタープランが完成いたします。

③のJ R 駅周辺の整備についてであります。

横手駅東西自由通路等基本設計の結果をもとにJ R 東日本と実施設計の協定を締結し、東西自由通路や橋上駅舎についての実施設計を行います。

横手駅周辺地区のまちづくり交付金事業による個別事業としては、現在の横手駅東口駐輪場の撤去工事と、夜間や冬期間の通行者の安全性向上を図るため、富士見大橋地下道の改修工事を実施いたします。

十文字駅周辺地区については、引き続きグループミーティングを開催し、十文字駅と道の駅を連携させる整備方針やまちづくりの方向性を検討してまいります。

横手駅前市街地再開発事業については、事業の進捗に併せて旧平鹿総合病院跡地を中心に第1期建築工事に着手し、引き続き羽後交通ビルを中心に第2期解体工事に着手いたします。

④の土地区画整理事業についてであります。

駅西地区土地区画整理事業については、工事がすべて完了する予定であり、地区内の住居表示を併せて実施するなど換地処分に向けた作業を進めてまいります。

次に、三枚橋土地区画整理事業については、駅西口広場築造及び周辺区画道路工事の進捗を図るとともに、都市計画道路駅西線の平成21年度供用開始を目指し、今後も地権者及び関係者との協議を重ね事業進捗に向けて作業を進めてまいります。

⑤の公園整備事業についてであります。

都市公園等統合補助事業で整備を行っております赤坂総合公園については、第2工区におけるグラウンド・ゴルフ場の整備を集中的に行い、年度内の完成を目指してまいります。同じく横手公園については、桜の丘広場予定地及び生態系保全区域における調査・測量・設計と散策路等の工事を行い、早期供用に向け整備の促進を図ってまいります。

また、市単独の公園整備・改修事業として、老朽化が進む平安の風わたる公園の雁橋の改修に向けた調査・設計を行います。

⑥の公営住宅整備事業についてであります。

平成16年度からまちづくり交付金事業で整備を行っております醍醐住宅団地建設事業については、3棟6戸を建設いたします。これにより、計画された25棟50戸がすべて完成することになります。事業が終了することに伴い、事後評価として、児童の交通事故件数や若年層の定住化などの項目について事業効果の分析を行います。

また、地域住宅交付金事業では、公営住宅への火災警報器の設置及び七日市住宅、大中島住宅の外壁断熱工事を実施いたします。

⑦の水害対策についてであります。昨年、たび重なる水害に見舞われた雄物川地域荒町地内の水害解消のため、木戸川で障害となっている流水断面の小さな区間の一部改修工事を行います。なお、県では、ほ場整備地区内から木戸川へ流入する雨水を一括して迂回させる水路の新設を計画しております。

また、横手地域についても水害解消のため、朝日が丘地内において荒沼のしゅんせつや排水路の改良、赤坂公園調整池に水位調整ゲートを設置するとともに、赤坂地内や平城地内の水路改修などを行います。

⑧の無堤地区解消事業についてであります。

雄物川地域鳥屋場地区の国による築堤事業の早期着手を図るため、新たに無堤地区解消事業として現地の詳細な調査を実施いたします。築堤予定地には公図と現況が著しく相違しているいわゆる地図混乱地域があり、用地取得が困難であることから、国土交通省ではこの問題の解決が築堤事業着手の前提であるとしております。このため、現況測量及び公図調査、権利者調査の実施により、地図混乱の解消に向け作業に着手するものであります。

⑨の都市地域総合交通戦略調査についてであります。

新たな街路事業に対する国庫補助金の新規採択方針では、ハードとソフトが一体となった交通施策や、実施に向けたプログラムなどの総合的な交通戦略を策定する必要があるとされております。

都市計画道路中央線及び八幡根岸線については、早期の事業着手を県に要望しているところでありますが、この交通戦略に中央線や八幡根岸線を位置づける必要があることから、現状の交通特性を把握して、路線整備の必要性や緊急性の高い箇所抽出、また、代替交通を含めた望ましい公共交通のあり方などの調査を行い、交通事業者、商工団体や学識経験者などで構成する協議会を設置し、意見を集約しながら都市交通ビジョンを策定いたします。

(8)の上下水道事業についてであります。

①水道事業についてであります。新たに策定した水道事業計画に基づき、上水道と簡易水道の統合を含めた変更認可申請を行います。また、簡易水道の資産評価を行うなど企業会計化を進めます。

平成20年度水道事業会計の第3条収益的収支予算総額は15億1,321万円となっております。収益的収入では料金統一分として2,604万円の増を見込んでおりますが、使用水量の減少もあり、前年度当初予

算と比較して0.7%、1,099万円の減が見込まれるものであります。

第4条資本的収入総額は8億4,372万円で前年度比79.6%増となり、その主なものは大雄地域配水施設整備事業に係る出資金と国庫補助金であります。資本的支出総額は16億6,646万円で59.8%の増となっております。建設改良費等が57.2%、3億2,285万円の増、企業債償還金が62.4%、2億9,862万円の増となっており、収支不足額8億2,273万円は過年度損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

主な施設整備としては、横手地域から配水をする大雄地域配水施設整備事業、県道御所野安田線の配水管布設工事、国道13号杉沢地区配水管布設工事、成瀬ダム利水関連の配水管布設工事、山内地域では石綿セメント管の更新工事などを予定しております。本年6月使用分から水道料金の統一に向けた経過措置が始まりますが、今後ともより安全な水の安定供給を目指し、さらなる効率的運営を図ってまいります。

②の下水道事業等についてであります。

平成20年度の公共下水道については、横手地域では婦家、安田原、八王寺、上真山の4地区、増田地域では縫殿、下川原、月山の3地区、平鹿地域では下藤根、三島の2地区、十文字地域では古内、下沖田の2地区、大雄地域では根田谷地地区を予定しております。

次に、集落排水事業では、横手地域の金沢地区の調査・計画に着手する予定としております。また、大森地域については、不明水の縮減を図るため、大森処理区の施設機能強化事業として公共ますなどの改修工事を予定しております。

次に、浄化槽事業では、個人設置型浄化槽140基、市設置型浄化槽40基の合わせて180基を予定しております。

今後も、下水道事業全体として接続率の向上に向けた取り組みを強化し、公共水域の水質保全と生活環境向上に努めてまいります。

(9)の市立病院事業についてであります。

全国的な医師不足や診療報酬の引き下げ、医療制度改革などにより、病院事業を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、横手病院、大森病院ともに地域との連携を図りながら、それぞれが得意分野で機能を発揮し、地域の人々に選ばれる病院を目指し、安全で安心な医療の提供と健全な病院経営に努めてまいります。

横手病院については、院内IT化の最終段階として昨年10月から電子カルテを導入し、医療情報の効率的な管理とともに、待ち時間の短縮など患者サービスの向上に効果を発揮しております。新年度予算は、業務の予定量を1日平均患者数で入院については病床利用率88%として220人、外来750人として運営を行うことにしております。建設改良では、血管撮影システムなどの医療機器の整備と新病棟等の増築及び既存建物の改修に着手することにしております。なお、増改築事業については平成21年度までの継続費を設定し、快適な療養環境の整備などのため約4,500平方メートルを増築し、外来機能の充実、消化器センターや新たな病棟などの整備を行うとともに、既存病棟などを改修して、個室の増や6床室

から4床室への転換を図ることにしております。

大森病院は移転新築から10年が経過し、医療器械の更新が課題となっており、新年度から高度医療機器の導入について計画的な更新整備を図ってまいります。新年度予算は、業務の予定量を1日平均患者数で入院については病床利用率98%として147人、外来285人として運営を行うことにしており、建設改良では、マルチスライスCTシステムなどの整備を予定しております。

また、電子カルテシステムなどによりITを活用した保健・医療サービスの提供を進めてまいりましたが、さらなる一元化構想を視野に整備を行うとともに、夕暮れ診療・女性専用外来など利用者ニーズに対応した医療サービスも継続してまいります。

4番目の平成19年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)の新庁舎を考える市民会議についてであります。

昨年8月に立ち上げました新庁舎を考える市民会議については、これまで2回の会議を開催し、市の行政機構や庁舎の現状、さらには合併から10年後の人口推計、職員数見通し、財政規模などについてご説明申し上げ、委員の皆様との情報の共有化を図ったところであります。

また、市民会議とは別に、職員による新庁舎検討庁内プロジェクトチームも同時期に立ち上げ、行政の立場から描く新庁舎のあり方について協議を開始いたしました。

今後は、市民と行政が一体となってさらなる情報の共有・連携強化のもと議論を重ね、平成20年度末までにさまざまな意見の集約を図ることにしております。新庁舎の建設問題を含む庁舎のあり方については、両組織における検討内容を軸に、議員の皆様からのご意見、ご提言も参考にしながら最終的な判断をしてまいります。

(2)の生活バス路線についてであります。

昨年9月27日にバス事業者から廃止協議のありました上畑線、睦合線及び樋の口・植田線の全線と大森線の一部区間について、沿線住民へのアンケートや住民説明会での意見を踏まえ、路線ごとに開催した分科会の結果をもとに地域公共交通会議において協議いたしました。その結果、4路線すべてについて廃止はやむを得ないとの意見でまとまり、これらの路線については平成20年9月末で廃止されることになりました。なお、今後各分科会において代替手段などについて引き続き検討してまいります。

また、バス路線の廃止に伴い、昨年10月1日から試験運行を行っている乗り合いタクシー湯沢沼館線については、利用者へのアンケートを実施し、この結果をもとに地域公共交通会議で協議した結果、4月からの運行についてはダイヤの変更などにより利便性の向上を図り、利用者の増加を図ることにいたしました。

(3)の地域協議会委員の改選についてであります。

各地域自治区に地域協議会を設置し、委員の皆様にはそれぞれの地域に係る諮問事項の審議や、地域の個性や特色を生かした地域づくりにご活躍いただいておりますが、1月27日で2年間の任期が満了したことから、1月28日付けで新たに各地域15名の委員の方々を委嘱させていただきました。今回新た

に委嘱いたしました委員の男女構成は、男性79名、女性41名、また、公募の委員は総数120名のうち33名、新任の委員は57名となっております。委員の皆様には2年間ご難儀をおかけいたしますが、横手市全体を見通しながら、元気な地域づくりのため活発に議論していただくようお願い申し上げたところであります。

(4)のペットボトル等処理センター機器増設事業についてであります。

循環型社会形成推進地域計画に基づき実施しておりました東部環境保全センター併設のペットボトル等処理センターの機器増設事業が完了し、現在試運転を行っております。処理センターの機能が拡充されたことにより、全市のペットボトル及び廃プラスチックの処理が可能となったことから、本年4月から西部地区においても廃プラスチックの分別収集を開始いたしますが、この周知のため、雄物川・大森・大雄地区において昨年11月下旬から11カ所で説明会を開催いたしました。今後もさらに広報やチラシなどを利用し、周知徹底に努めてまいります。

(5)のエム・アール・エスコポーレーションによる廃棄物処理施設設置に係る経過についてであります。

雄物川地域大沢地区に設置が予定されております廃棄物中間処理施設について、昨年12月議会以降の経過をご報告いたします。1月2日に地元鳶ヶ沢地区住民の皆さんが集まって相談した結果、当初の事業に対する同意書を撤回することを決め、その旨の文書を1月7日会社に送付しております。しかしながら、会社ではその文書内容等を検討し、法的には影響なしとして事業を進める方針であります。こうした中、農振整備計画に関する変更協議に対し東北農政局からの回答がありましたので、1月29日に農振整備計画変更案の公告・縦覧に入ったところです。

当該施設建設に当たっては、民間の事業者が必要とされる手続を踏んできていることから、市として事業を止めることは非常に難しい状況にあります。一方で、地元の皆さんが大きな不安を持たれる気持ちは十分に理解しております。このため、市では1月22日と2月6日に住民の方々との話し合いの場を持ちました。依然建設反対の気持ちは非常に強いのですが、今後さらに地域住民の皆様が持たれている不安の具体的内容の把握に努め、その解消のため、あらゆる角度から採り得る方策を検討して会社側に対応してまいりたいと考えております。

(6)の十文字墓園拡張事業についてであります。

聖安公園内の十文字墓園については、分譲希望者が多いことから拡張事業を進めておりますが、本年度においては、全体粗造成と第1工区39区画の整備が完了したため、平成20年度から分譲を開始いたします。なお、これに伴う当該墓園条例の改正を本議会に提案しております。

(7)のはしか流行に対する緊急予防接種の実施についてであります。

県北を中心としたはしかの流行を受け、当市においても流行が懸念されるため、医師会のご協力を得て緊急に予防接種を実施いたしました。

まず集団接種ですが、幼児及び小学生の未接種者に対しては市内2カ所で2月6日から90名に接種い

たしました。生後6カ月から12カ月未満の乳児362人に対しては市内6カ所で2月22日から接種しております。なお、集団接種当日に体調不良のため接種を受けることができない方への対策として、協力医療機関で個別接種ができるようにしており、早期に接種していただくよう勧奨しております。

次に、個別接種ですが、中学生の未接種者に対しては保護者に通知をし、高校生の未接種者に対しては学校長からの通知や市からのチラシなどで広報し、中学生は2月1日、高校生は2月15日から協力医療機関で個別接種ができるようにしており、早期に接種するよう勧奨しております。

(8)の障がい者就労支援の状況についてであります。

現在、大和更生園やユー・ホップハウスでは、うどんの袋詰めや除雪用スノーポールの作製のほか、大雄庁舎での清掃業務などで一般就労への移行促進を図っております。このような状況の中から、1月には1名の利用者がハローワークの面接を通して市内ガソリンスタンドへ就労することができました。また、施設外就労支援の一環として、1月からユー・ホップハウスの雇用実習生2名が大森地域局において、パソコンの入力や市民配布資料の仕分けなどを主たる業務として就労訓練に励んでおります。

さらに、昨年4月に開所したひまわり社は、現在9名の方々がサービスを利用しており、就労作業としてリンゴのパック詰めや縫製作業などを行いながら、一人ひとりが地域での自立生活に向けて頑張っておられます。

なお、障がい被害者の就労訓練の場の提供を積極的に図るため、年度内に医療法人興生会が事業主体となり、障がい者みずからが運営する食堂が大森地域局に開設される予定であります。

(9)の特別養護老人ホームの指定管理者制度の導入についてであります。

特別養護老人ホーム4施設の指定管理者制度導入の経過については、昨年11月25日に制度導入を予定している施設ごとに利用者並びに家族説明会を開催し、指定管理者制度とはどういう制度なのか、また、制度を導入した場合、何がどのように変わるのかなどについて説明を行いました。

説明会における主な意見としては、だれが指定管理者になるのか、移行後の市のかかわりはどうなるのか、指定管理者になって介護の質が落ちることのないようにしてほしいなどの声がありました。その後、12月1日号の市報で指定管理者の公募を行い、それぞれの法人から申請された内容について審査し、選定を行うため、税理士などの外部委員3名を含む6名で構成される選定委員会が3回開催され、候補者の選定について答申をいただきました。これを受け、4施設への状況報告を行い、本議会に指定管理者の指定に係る議案を上程しております。

制度の導入に当たっては、利用されている方々が不安を抱くことのないように円滑な移行がなされること、また、移行後においては利用者の皆様が安全で安心して利用できる施設環境になるよう、法人との協定に基づき管理運営状況を適切に把握しながら、より一層介護サービスが向上するよう努めてまいります。

(10)の福祉灯油についてであります。

昨年12月27日付で補正予算の専決処分を行った灯油購入費の助成については、1月に対象となる世帯

へ関係書類を送付し、各地域局において2月中旬まで集中的に申請の受け付けを実施したところ、2月12日現在の申請件数は3,630件で対象世帯の約67%となっております。なお、申請期限を2月末日としており、3月中には助成金の振り込みはすべて完了する予定であります。

(11)の介護予防特定高齢者施策の状況についてであります。

地域包括支援センターでは、高齢者の生活機能に関する状態の把握を行っており、その中で要支援・要介護になる可能性の高い特定高齢者について介護予防事業の利用推進を図っております。

事業の実施状況としては、2月1日現在、特定高齢者候補者2,069名に対して決定された方が682名おり、その中で通所型介護予防事業は73名、訪問型介護予防事業は185名が利用しております。今後も事業の効果を検証しながら介護予防の推進を図ってまいります。

(12)の高齢者虐待防止に向けた取り組みについてであります。

地域包括支援センターでは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を受けて、高齢者の虐待防止・早期発見の周知を図ることを目的としたパンフレットを作成し、全世帯に配布いたしました。さらに市独自の高齢者虐待対応マニュアルを作成し、関係機関への連絡や見守り・早期発見・対応の基本事項の共有を進め、連携体制の充実を図っております。

高齢者虐待は複雑な問題であるだけに、事実確認を慎重に進めながらも、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう行政としての役割を果たしてまいります。

(13)の高齢者等雪おろし、雪寄せ支援事業についてであります。

本事業は、高齢者世帯などの雪おろしや雪寄せを行う協力事業者をあっせんし、課税状況に応じて料金の一部を助成する事業であり、本年1月末現在の申込者数は、雪寄せ支援は対前年比16.7%増の265世帯、雪おろし支援は同じく18.4%増の322世帯の申し込みとなっております。1月末現在で140世帯の利用実績があり、引き続き高齢者等世帯の支援に努めてまいります。

(14)の地域水田農業活性化緊急対策についてであります。

経営所得安定対策等大綱のもと進められている米政策であります。主食用米の消費が一貫して減少する中、過剰作付が年々拡大している状況であり、全国的には作況指数が99にもかかわらず価格が前年を大幅に下回る異常事態となっており、それが地域水田農業の活力を損なっている状況にあります。この状況を克服し、平成20年度以降の生産調整の実行性を確保するため、国においては今年度限りの予算措置として、総額500億円をもって地域水田農業活性化緊急対策を講じることになりました。この緊急対策は、実施農家が地域水田農業推進協議会と5年間転作を継続する契約を結ぶことを条件に、本年度の転作実施面積より上回った部分に対し、本年3月中に実施農家に対し10アール当たり5万円の交付金が支払われる制度であります。面積については現在取りまとめ中ではありますが、約450ヘクタールがその対象になるものと思われま。

(15)の道路事業についてであります。

昨年4月に開設された新平鹿総合病院へのアクセス道路を整備するため、平成16年度からパッケージ

事業として進めている地方道路整備交付金事業については、みずほの里ロードの一部である観光城山1号線ほか2路線が完成いたしました。また、新たに条里跡般若寺線の赤坂地区から清水町区間の整備に着手するなど、継続事業を含め発注した6路線の進捗率は90%となっております。

また、「くらしのみちづくり事業」については、折橋四津屋線を初め、地域の生活路線を中心に12路線を発注して95%の進捗率となっております。

豪雨災害復旧工事では、発注している11カ所は年度内の完成を予定しており、残り4カ所については繰越事業として3月末に発注いたします。

(16)のJR駅周辺の整備についてであります。

横手駅周辺地区については、まちづくり交付金事業によりまごころ駐車場を駐輪場に改修する横手駅東口駐輪場整備事業を実施しており、4月からの供用開始に向けて工事を進めております。

十文字駅周辺地区については、駅と駅前通りを中心にした整備構想を検討してまいりましたが、新たな交流の場の形成や既存ストックの活用を考慮し、道の駅との連携も視野に入れるなど整備構想区域の範囲を広げた検討をしております。

また、2月14日に開催された第3回グループミーティングでは、十文字駅と道の駅を連携させるための車や歩行者動線の検討、駅前通り歩道部分のカラー舗装や十文字神社の景観の整備など、これまで出されたさまざまな意見について再検討が行われたところであり、後日報告書を作成することにしております。

横手駅前地区再開発事業の事業計画については、このたび県から認可を受けましたので、これを受け、3月下旬には関係者の権利変換計画の認可申請を行うこととなります。

なお、旧平鹿総合病院の解体工事は、商業施設誘致の交渉や施設の配置計画の策定に時間を要したため、繰越事業として施工することにしております。

(17)の土地区画整理事業についてであります。

駅西地区土地区画整理事業については、歩行者専用道路1路線の工事が完成しております。

次に、三枚橋土地区画整理事業では、今年度施工分の駅西口広場の築造工事が年度内に完成の予定であります。

また、都市計画道路駅西線及び区画道路の一部築造工事については、地権者の仮換地指定及び家屋移転に不測の日数を要したため、事業費の一部を繰り越して執行することにしております。

(18)の街路整備事業についてであります。

都市計画街路事業の中の橋通り線については、平成20年度全線供用に向け、現在橋りょう下部拡幅工事と上部拡幅工事の一部を施工中であります。橋りょうに添架していたNTTケーブルの移設工事に不測の日数を要したため、工事費を繰り越して執行することにしております。

なお、今議会において今年度の事業費確定に向け、工事請負差金等による減額補正と効率的な事業費執行に向けた組替補正を計上しております。

(19)の公園整備事業についてであります。

都市公園等統合補助事業については、赤坂総合公園と横手公園の2カ所で早期供用を目指して整備及び用地買収を進めており、今議会に各事業費の確定と効率的な事業費執行に向けた一部減額と組替補正を計上しております。

なお、赤坂総合公園については、補助事業の効率的活用のため一部工種を前倒して発注しておりますが、法面保護工事等の適正な施工時期を確保できなくなったため、一部を繰り越して執行することにしております。

(20)の下水道事業等についてであります。

下水道整備については、6地域合わせて新たに56ヘクタールが整備され、平成19年度末には全体計画面積の50%となる1,542ヘクタールが整備済みとなる見込みであります。一部の事業は繰り越して施工する予定としております。

また、横手地域の浸水対策事業は、睦成地区で施行中の第9雨水幹線最上流部の工事も順調に進捗しており、今年度をもって事業の完了となります。

次に、集落排水事業では、十文字地域植田地区の資源循環施設が3月上旬には完成予定となっており、これをもって事業の完了となります。

また、浄化槽事業については、市設置型浄化槽を44基、個人設置型浄化槽は133基実施しております。

なお、平成19年度水洗化の状況は、毎週水曜日を加入促進デーと位置づけ、供用開始3年以内の地区を集中的に戸別訪問し、早期接続に向けた取り組みを行っております。

(21)の旭地区総合交流促進施設の建設についてであります。

建設を進めております旭地区の総合交流促進施設は施設本体工事がほぼ終わり、本年4月の開館に向け順調に推移しております。平成20年度は、現在の旭公民館を解体しゲートボール場及び駐車場等の整備を行う予定であり、全体の計画を見据えながら外構工事など今年度の整備を進めてまいります。施設の名称は、公募により市内外から70作品のご応募をいただき、この中から地域住民の方々を交えて選考を行った結果、旭ふれあい館が最もふさわしい名称ということになりました。なお、開館に伴い、本議会に設置条例の一部改正を提案しております。

(22)の道の駅事業についてであります。

昨年9月16日にグランドオープンした「まめでらが～道の駅十文字」は、大勢のお客様にご利用いただき、横手市の観光交流施設として市内外に定着しつつあります。12月以降、天候の影響で利用者の減少はあったものの、指定管理者の株式会社十文字リーディングカンパニーでは、地域特産品や農産加工品を主としたリンゴ祭りや漬物祭りなどのイベントを開催し、直売所の会員数、売り上げとも当初の計画を上回ることができました。オープン2年目となる平成20年度は、これまでのノウハウをもとに、より多くの市民の皆様にご利用いただくとともに、横手市の南の玄関口における観光・交流・情報発信の拠点施設として、国道13号を利用する皆様にも気軽に立ち寄っていただけるよう利用拡大を図ってまい

ります。

5番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定や決算見込みによる減額が主な内容となっております。補正額は3億4,083万5,000円の減額で、補正後の予算総額は487億9,879万4,000円であります。

その主なものを申し上げますと、退職手当組合特別負担金1億2,300万円、旭地区交流施設建設事業に減額の3,807万4,000円、生活バス路線運行費補助事業に1,111万5,000円、移動通信鉄塔施設整備事業に減額の3,984万円、ネットワーク構築事業に減額の7,238万7,000円、浄化槽設置整備事業に減額の4,256万4,000円、金融対策費に2,007万5,000円、除雪機械購入費に減額の3,098万1,000円減額、下水道事業特別会計繰出金に減額の9,810万4,000円、大森小学校統合事業に1,660万1,000円、道路災害復旧事業（凍上災）に減額の5,000万円、財政調整基金積立金に3億4,333万1,000円などであります。

おわりに当たりまして、今議会に提案しております案件は、諮問案件4件、専決処分報告案件5件、条例の制定など条例関係議案21件、平成19年度一般会計補正予算案など補正議案21件、平成20年度一般会計予算案など各会計予算案33件、特別会計への繰り入れ案件は平成19年度へ2件、平成20年度へ10件、その他の議案8件の合計104件であります。

なお、除雪費については1月30日の臨時議会で追加をいただいたところではありますが、その後の降雪量が多く、また、予報によりますと今後も降雪が予想されますことから、急遽一般会計補正予算（第12号）を追加提案させていただいております。

よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

以上であります。

◎教育長の平成20年度教育方針に関する説明

○田中敏雄 議長 日程第5、教育長より平成20年度教育方針に関する説明を求めます。教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 本日、平成20年3月横手市議会定例会の開会に当たり、これまでの市教育行政に対するご指導、ご支援に深く感謝申し上げます。

平成19年度の歩みを振り返り、横手市教育目標の具現化をさらに推し進めていくため、ここに平成20年度の方針をご説明申し上げご理解を賜りたいと存じますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

教育目標具現化のために、大きく1・学校教育の充実、2・教育環境の整備、3・生涯学習の推進、4・文化財保護の推進、5・生涯スポーツの振興の5点を重点項目とし、それぞれの具現化を図ってまいります。

はじめに、学校教育の充実についてであります。教育改革が進む中、教育委員会のもとより、各学校の主体性・自律性がなお一層必要とされています。さらに、学校教育を取り巻く社会環境の激変は、

児童生徒のさまざまな問題を引き起こしております。このような時代にあるからこそ、確かな学力を身につけた子供たちの育成を第一に授業改善を推し進め、地域社会や家庭との連携を深めることで、地域と一体となった教育環境を構築し、生涯にわたり学習を続ける人となるよう子供のときから育てていく必要があります。

国における教育基本法の改正、学習指導要領の改訂等、国の指針を的確にとらえつつ、県の動向も見きわめ、連携を図りながら教育目標「あなたの夢の応援団～あたたかく かしくく たくましく～」をしっかりと意識した取り組みを続けてまいります。

合併以来、市内小・中学校が一丸となり、最重点目標である学力の向上に向けて同一歩調で研究を重ね、授業改善に取り組んでまいりました。その過程において、各校から発信された研究の成果を共有していくという体制もでき上がってまいりました。合併効果のひとつとも言えると思います。この実績をさらに発展させるためにも、大きくはふたつの重点目標を定め、各校においてますます充実した教育が展開されるよう指導、支援してまいります。

ひとつ目の目標は、児童生徒にとって楽しい学校教育の創造ということであります。

これは、確かな学力、豊かな心、健やかな体、いわゆる知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を図り、一人ひとりが仲間とかかわり合って学ぶ楽しさを実感できる学校教育を目指すということであり、ます。

具体的には、(1)として小・中学校の円滑な接続を目指す小中連携の推進ということであります。小学校・中学校における学習の連続性の確保、中1ギャップと言われる学習環境の変化に対応できない生徒の問題等、これまで以上に小・中の教師間の連携が必要な状況になっております。義務教育9年間を見通した効率的で効果的な指導の確立のためにも、最重要施策として各校共通理解のもとに取り組みを強化してまいります。

次に、(2)として国語力向上を目指し、研究推進校を中心にした各教科等の言語活動の充実を図ってまいります。国語力は、基礎基本の習得を支える力として、また考える力、判断する力、表現する力などのすべての能力育成に欠かすことのできない重要な力ととらえ、小学校2校、中学校1校を推進校に指定し、それを核に全小・中学校で取り組んでまいります。

さらに、(3)として関係機関との連携による特別支援教育の体制の充実と不登校児童生徒の減少を目指す生徒指導の充実であります。今、障がいのある子供たちへの特別支援教育は学校教育の中でも重要な位置を占め、さらなる強化が必要であります。そのため、学校生活サポート員の増員のための予算を当初予算にも盛り込み、ご理解をお願いしているところであります。また、各校の努力により不登校児童生徒が年々減少傾向にはありますが、さらなる減少を目指し生徒指導の充実を図ってまいります。

そのほかの推進施策として、(4)自分の将来や職業感をはぐくむキャリア教育の拡充と人材育成にかかわる授業の実践研究が挙げられます。現在、清陵学院中学校・高等学校と山内小学校が連携し、環境ものづくり人材育成事業を展開しております。これは、12年間の長期にわたるものづくり教育のカリキ

ュラム作成を目指したものであり、小学校における新たなキャリア教育の進展が期待できるものであります。中学校においては、産業経済部との連携の中で職業体験学習を、これまで1日か2日で終わっていたものを5日間実施するという事業も展開中であります。

さらに、(5)として国際社会に生きる子供たちの異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の育成を図る小学校英語活動の実践研究に力を入れます。

(6)として、各校の教職員による自己評価や外部アンケートの結果の活用、学校関係者評価の実施などを通して、さらなる学校経営の活性化を図ります。

(7)として、適切な保健管理の実施と指導の充実に努めます。

大きな目標のふたつ目は、教職員にとって意義ある実践的な研修の充実であります。

具体的には、(1)全国学力学習状況調査や県の学習状況調査等の結果に基づく本市児童生徒の課題への対応を具体化してまいります。各校の成果、課題を全市的に共有化し、具体的な対策を講じることができるような研修の機会を設定し、市内のすべての学校で学力の維持向上に意を注ぐ体制が確立できるよう進めてまいりたいと存じます。

次に、(2)として、市内全教職員の参加による国語力向上推進校の公開研究会を実施し、横手市の児童生徒の国語力向上に努めます。先ごろ新学習指導要領案が発表されましたが、大きな改善点として示されたのが各教科における言語活動の重視であります。国語力向上推進事業にかかわって、全小・中学校における言語活動の向上に向けた研修を先進的に進めていきたいと考えております。

次に、重点項目のふたつ目、教育環境の整備についてであります。

三つの重点目標を設定いたしました。

その(1)は、安全・安心な教育環境づくりの推進であります。学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす活動の場でありますので、常に安全で安心して学習に取り組める教育環境づくりに努めます。特に境町小学校、金沢小学校、横手西中学校につきましては、各体育館の耐震補強工事を実施します。その他の施設につきましても計画的に耐震診断を実施しながら維持管理に努めます。

その(2)であります。学校統合計画の具体化に着手いたします。平成18年8月に横手市小中学校通学区諮問委員会からいただいた答申をもとに、合併特例債の適用期間である平成27年度を目途に、学校統合計画の実施に向け具体的な作業を進めてまいります。現在、この4月1日より大沢小学校との統合による新福地小学校がスタートすること、平成21年度4月1日開校に向けて新大森小学校の増改築工事が間もなくスタートすることが決定しております。十文字西中学校と十文字中学校の統合に伴う十文字中学校の増改築事業の推進も懸案事項であります。その他、答申をいただいた各校の統合についても、時期を明確にした上で具体的な協議に入りたいと存じます。

さらにその(3)として、学校給食センターの再編計画の策定であります。施設の老朽化と児童生徒の減少をにらみながら学校統合計画との整合性を図り、学校給食センターの再編計画を策定いたします。

続きまして、重点項目3の生涯学習の推進についてであります。

社会の劇的な変化の中、一生涯にわたって自発的に学ぶ生涯学習の意義と必要性はますます大きくなってきております。市民の皆様がいつでも、どこでも、だれでも、何でも学習できるように、行政といたしましてもできるだけだけの支援をしたいと考えます。生涯学習を推進できる環境の整備に重点を置きながら、学校教育や地域社会との連携を大事にし、市民の生涯学習活動の充実を支援し、生涯学習によるまちづくりを目指します。

この目標実現のために、特にふたつの重点目標を定めました。

その(1)は、発表・活躍・交流の充実であります。市民の活躍の機会を全市的に広げていくため、よこて学びバンクという新しいシステムを設立いたします。これは、人材・プログラム・資源・サークルの4つの情報をよこて学びバンクに登録し、だれでも、どこでも利用できる情報として有効活用していただくというものであります。

その(2)は、学びの場と資源の整備であります。施設活用の効率化や利便性を図るため、市内にある関係施設の利用手続や利用料金など利用条件の均一化を検討いたします。また、一部生涯学習施設や公民館の屋根の改修や冷房装置の改修を進めます。

重点項目4、文化財保護の推進についてであります。

平成18年度以降、200件余りの指定文化財を初め、市内全域に点在する郷土遺産の集成に努め、郷土資料館への資料移管や台帳の作成により、一括保存・整理ができるようになったなどの一定の成果がありました。今後も引き続き貴重な文化財の掘り起こしや調査を積み重ねてまいります。

こうした地域に根ざした文化財を保護・管理するのみでなく、豊かなまちづくりの資源として生かすため、普及・活用事業も積極的に展開する中で次の重点目標に取り組みます。

その(1)として、後三年合戦（役）関連史跡保存整備計画策定のための調査事業の推進を図ります。特に大鳥井柵跡については、国指定史跡を目指すため、範囲確認のための発掘調査等の的確な事業の推進を図ります。

その(2)として、文化遺産の保護と活用を図ります。このため、文化財保護団体等と積極的に連携し、国・県・市指定文化財の保護事業を推進するとともに、啓発活動も採り入れながら文化財の活用に努めます。

具体的には、①文化財の調査と文化財指定の推進、②文化財の積極的な展示等による資料館施設の有効活用、③指定文化財の適正な管理と史跡・文化財探訪の実施、④として指定文化財のデータ集積によるデータベース化などを実施いたします。

最後に、重点項目5の生涯スポーツの振興についてであります。

現在、子供たちの体力低下や高齢者の医療費問題など、健康・体力に関する問題が山積しております。このような諸問題解決のためにも、また、地域をより活性化させるためにも、健康づくりとスポーツが一体となった生涯スポーツの振興を目指します。昨年の秋田国体は地域の皆様のご協力をいただき、成功裏に終了することができました。この国体で盛り上がった機運をさらにスポーツ振興に結びつけてい

きたいものと考えております。

こうした中、重点目標を次のように定めました。

その(1)は、スポーツ施設・空間の提供（エリア・サービス）であります。地域の特色や全市的なバランス、アクセス環境を考慮した施設再編を含めながら施設整備を進めます。

具体的には、①として横手体育館大体育室のアスベスト除去工事を実施します。②として、スポーツ施設の料金体系の見直しを行います。③として、スポーツ施設の再編を含めた施設整備計画を策定いたします。策定に当たりましては指定管理者制度導入を視野に入れた検討を行い、市民の皆様のご意見を十分に反映したものにしていきたいと考えております。

その(2)としては、スポーツの機会の提供（プログラム・サービス）であります。市民参加型のスポーツイベント等を企画・運営し、国体を機に盛り上がったスポーツへの理解をさらに深め、スポーツの機会の提供を図ります。具体的には、総合型地域スポーツクラブや体育協会等の活動を支援し、自主的な市民参加型スポーツイベントの開催を目指します。

また、今や全国レベルとなった雄物川高校男子バレーボール部を中心に、全国各地より全国レベルのチームを招聘し、バレーボール大会を開催いたしたく当初予算に上程させていただいております。市民こぞって全国レベルの試合を観ることで多くの感動と活力を与え、生涯スポーツがさらに発展していく礎となることを祈念するものであります。

以上、教育方針についてご説明を申し上げます。

教育の地方分権と教育改革が進む中、教育に対する市民の皆様の大きな期待にこたえ、21世紀の新しい時代を切り拓き、新市の未来を担う人材育成に全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力を切にお願い申し上げます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

午後の再開時間を1時30分といたします。

午後 0時23分 休憩

午後 1時30分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第6、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について説明をいたしたいと思います。

法律の規定によりまして、平成20年6月30日をもちまして任期が満了する人権擁護委員に佐野洋子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものでございます。

佐野氏は平鹿町在住61歳、現在、横手市連合婦人会長として活躍されており、平成5年から人権擁護委員を5期務めておられます。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第7、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 同じく諮問第2号でございますが、前の諮問案と同様でございますが、ことし6月

30日をもって任期が満了する人権擁護委員に戸部英二氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものでございます。

戸部氏は平鹿町在住68歳、住職としてお務めの傍ら、横手市社会福祉協議会副会長、行政相談委員、民生児童委員など数々の社会活動をなさっておられまして、平成11年から人権擁護委員を3期務めておられます。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第8、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第3号につきましても前の諮問案同様でございまして、本年6月30日をもって任期が満了する人権擁護委員に瀬田川美知子氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものでございます。

瀬田川氏は平鹿町在住58歳でございまして、平成6年から主任児童委員、平成11年から秋田県家庭支援協力員を歴任されておられます。平成14年から人権擁護委員を2期務めておられます。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第9、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第4号につきましても前の諮問案と同様でございまして、本年6月30日をもって任期が満了する人権擁護委員に神原英夫氏を推薦いたしたく、議会の意見を求めようとするものでございます。

神原氏は平鹿町在住55歳、八幡神社宮司として奉職する傍ら、平成6年から主任児童委員をお願いしております。人権擁護委員は平成14年から2期務めておられます。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第10、報告第3号専決処分の報告について報告を求めます。教育総務部長。

○小野順一 教育総務部長 報告第3号についてご説明申し上げます。

本案は、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、専決処分をしたのでご報告するものであります。

内容であります、事故の発生及び場所は平成19年12月17日午前7時32分ごろであります。横手市山内黒沢字石田地内の国道107号線と県道南郷黒沢線の交差点で起きたものであります。

被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります、本市教育委員会学校教育課運転手がスクールバスを運転中に、進行方向上の国道に駐車した車を追い越すために減速した際、凍結した路面でスリップいたしまして、滑走した状態で十字路交差点上に駐車した被害車両に追突、破損させたものであります。

損害賠償額は4万7,512円で、過失の割合であります市側が100%であります。なお、賠償額は全額全国災害共済会の保険で補てんされております。大変申しわけございませんでした。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第3号の報告を終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第11、報告第4号専決処分の報告について報告を求めます。平鹿町区長。

○佐藤昌男 平鹿町区長 報告第4号についてご説明申し上げます。

本報告も地方自治法第108条第1項の規定により専決処分したので報告するものでございます。

内容につきましては、4ページをご覧いただきたいと思います。

事故の発生日時は平成20年1月15日午後4時ころでございます。事故の発生場所につきましては、横手市平鹿町醍醐字阿弥陀田167番地先、市道阿弥陀田村中線上でございます。

被害者につきましては記載のとおりでございます。

事故の概要についてでございますが、本市平鹿地域局産業課職員が市公用車を運転中、見通しの悪い左カーブ手前で減速したところ凍結路面によりスリップし、対向走行してきた被害者の車両に衝突し破損させたものでございます。

損害賠償額は14万7,756円でございます。全額全国市有物件災害共済組合から補てんされるものでございます。どうもすみませんでした。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第4号の報告を終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第12、報告第5号専決処分の報告について報告を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ご報告申し上げます。

報告第5号ですけれども、本案につきましても損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして、地方自治法の規定によりご報告申し上げるものでございます。

6ページをお願い申し上げます。

事故の発生日時でございますが、平成20年1月15日午後4時20分ごろでございます。発生場所は横手市雄物川町薄井字船沼地内、市道船沼大雄線上で起きました。

事故の概要でございますが、本市福祉環境部障害者支援施設ユーホップハウス臨時支援員が市公用車にて市道を運転中、対向してきた被害者の車両と接触しサイドミラーを破損させたものでございます。

過失払いでございますけれども、市、相手方それぞれ50%ずつということでございます。

なお、損害賠償額は1,360円でございますが、全額全国市有物件災害共済会から補てんされます。

大変申しわけございませんでした。よろしくようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第5号の報告を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第13、報告第6号専決処分の報告について報告を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 報告第6号についてご報告申し上げます。

本報告につきましても、損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することにつきまして専決処分いたしましたので、地方自治法の規定によりご報告申し上げるものでございます。

8ページをお願いいたします。

事故の発生日時は平成19年12月19日午後3時20分ごろでございます。発生場所は横手市大森町字菅生田245番地34の先の路上、十字路交差点内でございます。

被害者は記載のとおりでございます。

本市福祉環境部特別養護老人ホーム雄水苑の職員が市公用車を運転中、十字路交差点の優先道路を直進するため交差点へ進入した際、右側より一時停止後に直進してきた被害者の車両と衝突し破損させたものでございます。

なお、過失割合は市15%、相手方85%ということでございます。

損害賠償額は1万5,000円でございます。これも全額全国市有物件共済会から補てんされます。

たびたび大変申しわけございませんでした。よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第6号の報告を終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第14、報告第7号専決処分の報告について報告を求めます。横手自治区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 ただいま議題になりました報告第7号についてご説明申し上げます。

本案も、車両事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて専決処分をいたしましたので、ご報告するものであります。

内容であります。事故の発生日時は平成20年1月15日の午前10時16分ごろ、発生場所は横手市杉目字福小屋49番地先の路上でありまして、被害者は記載のとおりであります。

事故の概要であります。横手地域局境町出張所の庁務補助員が公用車を運転中、進行方向右側の敷地から被害者車両が出てきたことにより、車両同士が衝突し破損させたというものであります。

損害賠償額は3万5,987円でありまして、過失割合は市が20%、相手側が80%であります。

損害賠償額は全額保険で対応するものであります。

おわびを申し上げまして報告といたします。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第7号の報告を終わります。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第15、議案第6号横手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第6号横手市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例についてご説明申し上げます。

長期継続契約につきましては、電気、ガス、水道などの供給契約あるいは不動産を借りる契約以外は債務負担行為を設定して行なわなければなりませんでしたが、地方自治法の改正によりまして、性質上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるものを条例で定めることによりまして、長期継続契約ができるようにするものでございます。

12ページのほうをお願いします。

第2条におきまして、長期継続契約を締結することができる契約を定めております。

ひとつ目は電子計算機、複写機その他事務用機器の賃貸借契約、ふたつ目は前号の物品に係る保守契約、三つ目は警備業務用機械装置を使用して行われる庁舎等施設の警備業務の委託契約、四つ目として、前3号に掲げるもののほか、役務の提供を受ける契約で業務の適正な履行の確保のために複数年にわたる契約を締結する必要があると市長が特に認める契約、エレベーターの保守とかそのような内容になるかと思えます。

第3条におきましては、契約の期間を5年以内としております。

附則におきまして、公布の日から施行することを規定してございます。

以上、よろしくご説明申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第16、議案第7号横手市後期高齢者医療に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第7号横手市後期高齢者医療に関する条例についてご説明いたします。

平成20年4月から高齢者の医療の確保に関する法律に基づき後期高齢者医療制度が施行されるに伴い、法令及び秋田県後期高齢者医療に関する条例に定めるもののほか、市が行う後期高齢者医療制度の事務に関し、横手市後期高齢者医療に関する条例を制定しようとするものでございます。

条例の内容についてご説明いたしますので、15ページをお開き願います。

第1条では趣旨、第2条では市において行う事務として、後期連合に提出する葬祭費の支給申請書等の受け付け、保険料の額に係る通知書の引き渡し等を規定いたしております。

第3条では、市が保険料を徴収すべき被保険者について規定いたしております。

次のページをお願いいたします。

第4条では、普通徴収にかかわる保険料の納期を7月を第1期として翌年2月までの8期と規定いたしております。

第5条では保険料の督促手数料を、それから、第6条では延滞金について規定をしております。

それから、次のページの第7条ですが、保険料に関してこの条例に定めるもののほか、横手市諸収入金に係る督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例を準用する旨を規定いたしております。

次に、第8条及び第9条は、虚偽の答弁その他の不正行為に対する罰則規定となっております。

附則では、施行日と、それから平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例として、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期を第4期の10月からとする旨を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第17、議案第8号横手市下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第8号横手市下水道事業区域外流入受益者分担金の徴収に関する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、公共下水道の認可区域外から公共下水道に汚水を排出する者から分担金を徴収することについて、必要な事項を定める条例を制定しようとするものでございまして、本議会の議決をお願いするものでございます。

22ページでございます。

内容でございますが、区域外からの流入開始時に分担金を賦課しようとするものでございまして、これまで、区域外から汚水を排出するものの分担金は、3年ないしは5年ごとに見直されます公共下水道の認可区域の拡大に合わせまして認可区域に編入し、分担金を賦課していたわけでございます。これを供用開始と同時に分担金を賦課徴収しようとするものでございます。分担金の額の算定方法や詳細につきましては、現在制定されております横手市下水道事業受益者負担及び分担に関する条例と同じ内容でありますので、説明は省略させていただきます。

なお、附則では施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第18、議案第9号横手市行政組織条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第9号横手市行政組織条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、国民体育大会の終了及び後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、部の分掌事務を見直すものであります。

29ページをご覧いただきたいと思ひます。

「第3条の総務企画部の項中第15号を削り」とありますが、この15号というのは国民体育大会の準備に関することとあります。これを総務企画部の分掌事務から削る。

それから、福祉環境部の項の第10号のところは、現在は「国民健康保険及び老人保健に関すること」となっておりますが、これを「国民健康保険、老人保健及び後期高齢者医療に関すること」というふうに変更しようとするものであります。

附則では施行日を定めております。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第19、議案第10号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議案となりました議案第10号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、山内三又地区に移動通信用鉄塔施設を設置いたしましたので、これを条例に加えようとする

ものであります。

31ページをご覧いただきたいと思います。

現在この条例には5カ所が規定されておりますが、その最後の山内南郷局の次に、ここに書いてあります横手市山内三又局を加えようとするものであります。

よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第20、議案第11号横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。横手自治区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 ただいま議題になりました議案第11号横手市横手総合交流促進施設設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手地域の旭地区に総合交流促進施設を建設したことに伴い現行条例の一部を改正しようとするものであります。

条例の内容であります。33ページから34ページにありますように、まず第2条の表に、施設の名称として横手市総合交流促進施設旭ふれあい館、位置として横手市猪岡字水上91番地2を加え、次に、施設の設置目的として、第3条の表に「コミュニティ活動、健康増進活動及び児童と高齢者の交流活動など、幅広い地域活動を通して新たな交流軸を形成するとともに、地域の元気づくりや活性化を促進し発展を図る。」を加えようとするものであります。

また、別表にそれぞれの利用区分に応じた使用料の表を加えようとするものであります。なお、この使用料につきましては、既存の総合交流施設の使用料に準じて定めたものであります。

附則では、この条例の施行期日と横手市公民館設置条例の一部改正について定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番近江議員。

○14番（近江湖静議員） 確認の意味で、1点だけこの場で聞いておきます。

この交流施設については旭地区住民の待望、念願である交流施設でありまして、遅くなって非常にすばらしい建物が建設できつつあるというところでよかったと思います。

ところで、この体育館ですか、健康ドームのゲートボールあるいはグラウンド・ゴルフが雨天の場合

について使用できるような備品なり施設なりということについて、いろいろ問い合わせがございますので、その点について、この建物がどのような造作になっているかについてお聞きしておきます。

○田中敏雄 議長 横手自治区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 現在、体育館でゲートボールが雨天の場合に使用できるようになっているかというお尋ね、雨天の場合、そういう想定で体育館はつくっておりません。

今年度の第2期工事として20年度予算にお願いしておりますが、ゲートボール場を現在の公民館跡地に整備するという予定になっております。

以上であります。

○田中敏雄 議長 14番近江議員。

○14番(近江湖静議員) せっかくのすばらしい体育館でありますので、旭地区住民が地区会議の中でそういう問題を、特にせっかくそういうすばらしい施設ができるのだから、ゲートボールが雨天あるいは冬期間、グラウンド・ゴルフもあります。そういうことでお願いをしておりますけれどもいかなものかということが話題になっております。費用などについては300万円から400万円というような数字も頼んでおります。ぜひそういう造作あるいは備品というものを購入してもらいたい。

地区住民の要望ですから考えて、3,800万円ぐらいの不用額も出ております。市長説明でも、今新しい平成20年度のゲートボール場とかという駐車場の関係もありますので合せて、それをひとつ考えて実施してもらいたいとお願いします。

○田中敏雄 議長 答弁、必要ですか。横手自治区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 近江議員さんからは、地区住民の願いというお話でございましたが、そもそもこの施設は、地域の住民で組織しております建設検討委員会の答申を受けて建設したものでありまして、大きな判断の中で、雨天時のゲートボール場も合せて使用するというところまではなかなか考えることができなかつたということでございますので、バレーコートあるいはバスケット、それからバドミントン、これらの室内競技は行えるという状況になってはいますが、そういう状況の中でゲートボールも使えるという、運用の面で使えるという条件についてはやれるかと思いますが、新たにそのための何かをするということは現状では考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第21、議案第12号横手市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議案となりました議案第12号横手市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手産業支援センターの解散に伴いまして、本条例から横手産業支援センターに関する部分を削除しようとするものであります。

36ページをご覧いただきたいと思ひます。

36ページのところは、この第29条関連というのは地方公務員法の関係であります。産業支援センターには、横手市職員を退職して産業支援センターの職員となっていた者がございました。そういうことから、横手市職員の懲戒の手續及び効果についても同じようにしようというふうに定めておりました。今回産業支援センターが解散いたしましたので、これらに関する部分を削除しようとするものであります。

また、5条中のところは字句の整理でありますのでよろしくお願ひ申し上げます。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第22、議案第13号横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。横手自治区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 ただいま議題になりました議案第13号横手市財産区等財政調整基金条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手市横手町四町財産区特別会計の決算剰余金の全部または一部を横手市横手町四町財産区財政調整基金を設置してこれに繰り入れるため、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

内容であります。条例の別表に、38ページに記載しております基金名及び設置目的を加えようとするものであります。

附則では条例の施行日を規定しております。

よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第23、議案第14号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第14号横手市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

40ページをお願いします。

第54条に1項を加えるものでありまして、改正の内容は、家屋の附帯設備でありまして、家屋の所有者以外の者が事業用に取り付けたものであり、家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することになったものについては、家屋所有者でなく取り付けた者をもって所有者とみなしまして固定資産税を課することができるようにするというものであります。

附則におきましては、施行期日と経過措置について定めてございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第24、議案第15号横手市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第15号横手市行政財産使用料条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由は、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴いまして、郵便ポストの設置に行政財産使用料を徴収することができるようにするため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

42ページをお願いします。

改正案の内容は、別表の土地使用料及び建物使用料に郵便差出箱一式につき年額600円の使用料を規定するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第25、議案第16号横手市手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第16号横手市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

先般、総務省より住民基本台帳カードの普及促進のために、住民基本台帳カードの交付手数料について、これまで交付手数料は500円程度が適当といたしていたものを交付手数料を無料化しても差し支えないとそういう指導があり、これにより、住民基本台帳カードの交付手数料を無料化する各市区町村に対しまして、平成20年度から3年間、1枚当たりの特別交付税額を現行1,000円から1,500円に引き上げる財政措置がとられたところでございます。市といたしましても、12月末現在の発行枚数が529件、人口比にいたしますと0.5%の低レベルの状況にあることから、発行手数料を無料化し普及促進を図るため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容についてご説明いたしますので、44ページをお開き願います。

別表第2中18の項、住民基本台帳カードの交付の欄を削り、以下1項ずつ繰り上げる改正でございます。

なお、附則では施行日を定めております。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第26、議案第17号横手市児童館設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。雄物川町区長。

○佐藤博高 雄物川町区長 ただいま議題となりました議案第17号横手市児童館設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由でございますが、当施設は昭和57年に建設され、二井山へき地保育所として平成4年まで使

用しておりました。その施設をその後二井山児童館として使用しておりましたが、現在は老朽化もあり全く利用されていない状況であります。

改正内容は、46ページの別表二井山児童館の項を削る条例の一部改正でございます。

よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第27、議案第18号横手市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第18号横手市在宅介護支援センター設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、横手市大森在宅介護支援センターを廃止するため条例の一部を改正しようとするものでございます。

48ページをお願いいたします。

市長の施政方針でも申し上げましたが、平成20年度、包括支援センターを市内3カ所ブロック配置にするという方針でございます。現在、包括支援センターは大森庁舎1カ所でございますけれども、3カ所配置に伴いまして、西部地区につきましては、大森病院、老人保健施設等と一緒にっております保健センターの建物内に事務所を設置したいというふうに考えてございます。したがって、現在そこで進めております在宅介護支援センターを包括支援センターの西部ブロックで担うという関係で条例を改正しようとするものでございます。

48ページには、第2条の表中横手市大森在宅介護支援センターの項を削るという条文でございます。

附則は20年4月1日から施行するというところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第28、議案第19号横手市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第19号横手市居宅介護支援事業所設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、施設を効果的に運営するため、施設の管理を市長が指定する者に行わせることができるようにするために現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

50ページをお願いいたします。

第3条と6条につきましては、現行条例の字句を改めようとするものでございまして、整理をしようとするものでございます。

なお、第5条の次に次の3条を加えるということで、6条には指定管理者による管理ができる事業としたいということでございます。

また、第7条には、指定管理者の業務について規定してございます。

第8条には、指定管理者による管理の基準について定めております。

本案は、現在、後の議案と関連がございすけれども、特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷に併設されております居宅介護支援事業所があるわけがございすけれども、この条例を改正することによって、一体的な事業運営が図られるような形での展開をしたいということでございます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第29、議案第20号横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第20号横手市営へき地診療所設置条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

昭和38年設立の増田町狙半内診療所並びに昭和39年設立の大森町坂部診療所は、医療環境や交通環境の改善により利用患者数が激減いたしております。また、建物の老朽化も著しいなどの理由から、現在診療を受けている患者の皆様を初め、ご家族、担当医師、地域住民の皆様方と協議をいたしました結果、当該診療所につきましてはへき地医療を推進する当初目的を十分果たし得たとの結論に至り、20年3月

31日をもって廃止することについて提案いたすものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第30、議案第21号横手市十文字墓園条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第21号横手市十文字墓園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、平成19年度拡張整備工事により新たに39区画を整備したことにより、十文字墓園の19年度以降建設分の永代使用料を17万円といたしまして別表に加えようとするものでございます。永代使用料17万円の積算根拠につきましては、拡張部分の墓域の用地取得費及び今後の整備予定も含めた工事費等を積算いたしまして、その総額を総区画数で除した額を永代使用料としたものでございます。

ご参考までに、十文字墓園の整備年度ごとの永代使用料はいずれも同規格でございまして、昭和51年度及び昭和52年度建設分につきましては11万円、昭和58年度建設分につきましては14万円となっております。また、18年度から使用者募集を開始いたしました大森墓園の永代使用料につきましては16万円でありまして、積算根拠も同様であり妥当な額と判断いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。10番奥山議員。

○10番（奥山豊議員） 大変ご丁寧に詳しくご説明いただきました。

関連してお尋ねしたいと思っておりますけれども、当然、人間は必ず通らなければならない道であります。この安住の地を求めて、行政がこのように事業として整備してくださるということは大変、私も一度こうしたことに一般質問で取り組んだことがありましたので、関連でお尋ねしたいと思っております。

このような墓地公園事業の今後の旧町村に対する計画がもし組まれてあるとしたならば、教えていただきたいと思っております。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 今議題になっております聖安公園、十文字墓園につきましては、今現在303区画を整備しようとしておりまして、そのうちの39区画を今回分譲するということになっております。

ここの墓園につきましては、増田地区の方々もご要望がたくさんございますので、ご要望に従った計画が整備されていくというふうに思っております。

それから、雄物川地区につきましては、旧雄物川町時代に議会の皆様方ともいろいろご審議された、協議された経緯があるようなんですけれども、現在のところ、建設予定地についてまだ明確な判断ができかねるということで、今計画がちょっと宙に浮いているような状態にあります。

それから、大森墓園につきましては、昨年の議会でも提案いたしていろいろご説明申し上げましたけれども、158区画を募集したにもかかわらず、現在分譲済みなのが40区画ということでなかなか利用者の方がふえないといえますか、どうも場所的な問題もあろうかなというふうに思っているところでございますけれども、もう少しその墓園についてはPRをしていきたいなというふうに思っております。

それから、前郷墓園につきましては、平成20年度以降に31区画整備を予定いたしております。それから、20年度におきまして用地取得のほうも600区画を予定しております、それから、今都市計画のほうで墓園のバリアフリー化というものも国のほうから補助事業として出てきておりますので、それらの関係の事業も、これは十文字の墓園のほうも関係しておりますけれども、それらも合せて整備をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第31、議案第22号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第22号横手市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

先般の医療制度改革におきまして、特定健康診査等が保険者に義務化され、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の規定を整理するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきましてご説明いたしますので、57ページをお開き願います。

第9条第1項、「市は、被保険者の健康保持増進のため次に掲げる事業をする」とあるものを「市は国民健康保険法第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であって、被保険者の健康保持増進に掲げる事業を行う」に改め、また、各項に掲げる事業を国が示し

た国民健康保険の参考条例に基づき改正をいたすものでございます。

なお、附則では施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。19番堀田議員。

○19番（堀田賢逸議員） この改正は、今まであった9条がこうなるということのようですけれども、今までの9条の、例えば(1)が保健師とかと書いているわけだけれども、これとのつながりというか、そこら辺はどう解釈すればいいんでしょうか。

○田中敏雄 議長 福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 今回の改正案につきましては、国側の参考に提出いただいたその条例を参考にしてこの条例をつくってあるわけですけれども、この第9条の行う各事業につきましては、かつての細かく分かれていた、母子の関係とか、それからいろいろな健診について細かく分かれておりましたけれども、それを統括的に、包括的に国のほうで整理したような条例の条項になっていると申しますか、国のほうで整理したものに市として倣わせていただいたと、当然、今までやっていたいろいろな健診事業もこの相談事業も、この4つの事業の中に当然ながら含まれるものと、そういうふうにご理解いただきたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第32、議案第23号横手市介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第23号横手市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、健康保険法等の一部を改正する法律及び介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令、これらのことによりまして条例の所要の整備をしたいということでございます。

59ページをお願いいたします。

第9条は介護保険の給付について定めている条項でございます。今回、中段の(12)、12号ということになるわけですが、新たに12号を加えるために第9条中の各号の繰り下げ措置をするというものでございます。第12号でございますけれども、健康保険法等の改正によりまして同一世帯の同じ健康保険に入っている医療保険と介護保険の自己負担額が著しく高額になる場合、これを軽減するために高額医療合

算介護サービス費を支給するという改正があったわけでございまして、これを加えたいということでございます。

なお、この1年間の基準のとらえ方でございますけれども、毎年8月分から翌年7月分までの1年間分で、医療保険と介護保険の自己負担分がどれぐらいの額になっているのかということが基準となります。

なお、後で施行日を書いてございますけれども、本年4月からの施行でございまして、第1回目は本年4月から来年7月までということの16カ月間ということになります。

これが12号の内容でございます。

59ページの一番下には、平成20年度における保険料率の特例というのがございますけれども、これが提案理由に書いておりました国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令でございまして、税制制度の改正でございまして、いわゆる老人控除あるいは公的年金からの控除額の改正でございまして、これまで非課税であった人が課税になるというふうな状況が生まれてまいりました。第3期中の平成18年からの介護保険料の算定に当たりましては6段階に分かれていたわけでありましてけれども、18年と19年、国の政令を受けまして2年間に限って減額をしながら納めると、極端に変わる人についてはそういう措置でございました。

60ページの第8項の1号から次のページの7号までそれぞれ記載してございますけれども、これを平成20年度におきましても継続をするというふうな内容でございます。

なお、60ページからの第1号(1)、中段でございますけれども、この項につきましては、介護保険料の段階の税制改正前で算定すれば1段階に該当する人が、そういった改正が行われたことによって4段階に変わるということにつきまして、それぞれ減額規定を設けまして、介護保険料を2万9,700円、2号においても同じでございます。3号においては3万2,600円というふうに規定してございます。これをこのまま継続するというものでございます。なお、4号以下につきましては、介護保険料の段階がそれぞれ5段階に変わるというふうな方についての減額の額を規定しております。中身につきましては、18年度、19年度、現在実施しております額と同額でございます。

なお、条例の施行は平成20年4月1日からということになってございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第33、議案第24号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第24号横手市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、通称マル横と言われております横手市中小企業融資あっせん制度の秋田県信用保証協会に対します損失補償について、現行条例を一部改正し、平成20年度から損失補償を廃止しようとするものでございます。

改正内容につきましては63ページをお開きください。

本条例は全10条から成りますが、今般現行条例を一部改正しようとするのは2点であります。

まず1点目は、第3条中の「(以下「協会」という。)」の部分の削るというものでございます。第3条には「市長は、秋田県信用保証協会(以下「協会」という。)及び金融機関との相互契約の下に融資資金を預託するものとする」と規定されております。今般、文言の整理のためこの「(以下「協会」という。)」という部分を削るものでございます。

もう一点は、第9条を削り、第10条を第9条とするものでございます。第9条には、融資あっせん制度に基づく保証債務について、秋田県信用保証協会に対する市の損失補償が規定されております。これまでマル横融資を利用した事業所等が途中で、言葉は悪いんですけども、倒産などによりまして金融機関への債務の返済ができなくなった場合、秋田県信用保証協会が金融機関に対し融資残高の返済を肩がわりする、いわゆる代位弁済を行うわけでございますが、市ではこの第9条に基づき、秋田県信用保証協会に代位弁済の10%部分を損失補償しておりました。今般、この第9条を削除し、平成20年度から損失補償を廃止しようとするものであります。

廃止につきましては、秋田県信用保証協会と昨年来協議を重ねてきました。その結果、協会のほうからは、横手市は貸付利率の2分の1を2年間利子補給している、加えて、保証料を全額市で負担しており市の支援体制が整っている、さらには、昨年10月から保証協会と金融機関とで保証割合を8対2で共有する責任共有制度が導入されておまして、保証協会のリスクが軽減されたことなどから、損失補償を廃止しても支障はないとの判断を協会のほうからいただいているところであります。いわゆる廃止が今後の利用に影響を及ぼすものではないということでもあります。

ちなみに、県内の状況であります。現在、秋田県信用保証協会に対しまして損失補償を行っているのは、北秋田市、羽後町、それに横手市の2市1町となっております。

なお、横手市における損失補償の状況であります。平成18年度は3件、10%の保証額は117万3,000円、19年度につきましては、1月末現在ですが4件、額にして239万6,000円となっております。

附則としまして、施行日を定めております。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第34、議案第25号横手市単独住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。
説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第25号横手市単独住宅条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、老朽化した増田地域でございます単独住宅の一部を廃止しようとするものでございまして、そのため現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容でありますけれども、この老朽化した住宅1棟の廃止に合わせまして、条文中にあります「旧増田町」「旧十文字町」という表記をそれぞれ「増田地域」「十文字地域」に表記を改めようとするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第35、議案第26号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 ただいま議題となりました議案第26号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

本案は、消防団長等の任命日の統一を図ろうとする改正であります。

67ページをご覧くださいと思います。

第3条に次の1項を加える。第3条は任用及び任期について定めております。2号までありますが、そこに3号として「前項の規定にかかわらず、団長または副団長が任期の途中で欠けた場合の後任の団長又は副団長の任期は、当該任期の末日に属する年度の3月末日までにする」として、残任期間を定めようとするものであります。

附則では、施行日と経過措置を定めておりますが、これによりまして、団長、副団長の任命日を4月1日に統一しようとするものであります。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第36、議案第27号寄附受領についてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第27号寄附を受領することにつきまして、地方自治法の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

寄附の金額は500万円、寄附してくださる方は横手精工株式会社代表取締役須田精一氏、寄附の条件といたしまして、市道林崎下藤根線道路改良事業に活用してほしいという条件でございます。

なお、当該路線につきましては、さきの議会に陳情がございまして採択された路線でございまして、市側といたしましては、平成20年、21年の2カ年事業として総額約6,700万円で整備する計画をいたしております。うち平成20年度当初予算には、用地費あるいは補償費、一部工事費等、約3,000万円の事業費を計上しております。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第37、議案第28号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第28号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、特別養護老人ホームシルバードームいきいきの郷につきまして、指定管理の指定をしたいということでの案件でございます。本特別養護老人ホームは平成4年10月1日に開所になりました。入所定員は入所が50名、短期の入所が11名、さらにデイサービスと言われます通所については20名の定員で運営してまいりました。これを指定管理によって行いたいということで、昨年12月の市報で公募いたしまして、12月26日を締め切りといたしまして募集をいたしました。本老人ホームに応募された法人は、

市内にございます社会福祉法人ファミリーケアサービスでございました。

なお、本法人は、このホームに応募した理由といたしまして、いきいきの郷は入所から短期、通所あるいは施設内に一体化してございます居宅介護支援サービス等について事業展開されており、現在、このファミリーケアサービスは横手地域と大雄地域において事業展開してございますけれども、新たな事業立ち上げが必要とないと申しますか、いわゆる福祉施設としての完成品ととらえて応募したというふうな中身でございました。

本年1月に入りまして、指定選定委員会におきまして、それぞれの法人の理念あるいは経営の方向についてプレゼンテーションしていただきまして、6名の委員の方々からそれぞれ1月30日時点で適正であると、指定管理者として適正であるというふうな答申をいただきました。その後、市として政策を決定させていただきまして本案の提出となりました。

なお、指定の期間でございますが、本年7月1日から平成25年3月31日までということでございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。11番土田祐輝議員。

○11番（土田祐輝議員） 今回の提案に反対する、異議を唱えるものではありませんけれども、ふだんから、こういう社会福祉施設についての指定管理について少々疑問に思っていることが多くありましたので、この機会にぜひお知らせを願いたいということでもあります。

まず、今回の提案のように、いきいきの郷に限らずこの後3本ほど出てくる予定でありますけれども、この収支計画の5カ年計画を見ますと、ことしの7月から始まりますが、軌道に乗った平成22年の収支を見ますと、余剰金がいきいきの郷で1,480万円、雄水苑650万円、憩寿園829万円、鶴寿苑2,330万円と収入、支出の差がこれほど出ております。いずれ24年になりますともっと多くなるわけですが、これがこの後介護報酬の見直しによってどうなるかは流動的な部分はあるんですけれども、この後このまま続く可能性が非常に多くあると、そういうふうに思っています。

したがって、公設民営とはいいいながら、その建築費のほとんどを公費、市で賄っている。今、この建設費としての公債費の圧縮というのが非常に大きな市としても課題になっている。こうした中で、この指定管理施設について相応の負担をお願いしてもいいのではないのか、使用料としていいのではないのかなと思っておりますが、ぜひこの点についての見解をお願いしたい。

また同時に、備品の購入がこの後あると思います。さらには建物の修理があると思います。数万円から恐らく数千万円までの幅があると思いますが、この点についてはいかがなされるおつもりなのか、この2点についてお知らせをいただきたい。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 指定管理の公募をいろいろ出させていただきました。この施設の建設時の建物等の公債費の償還にかかわる部分については、市の負担とするということでの考え方をさせていただいております。

修繕等備品の関係ですけれども、現在、市では既に2つの施設について指定管理を行っておりまして、1つは平鹿にございます平寿苑で社会福祉協議会、もう一つは、大雄地域にございますすこやか大雄でございます。この指定管理の中では、50万円を超える修繕については市との協議ということになってございまして、それ以下の金額につきましては法人ということでございます。

なお、今後私どもは、この点につきましても細部のその詰めを、議決いただいた後にそういった詰めをしたい、ただ、公債費につきましては、これまでの施設の指定管理もございまして市で償還するというふうな形でお話をしてございますので、そういった形になろうかというふうに考えてございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 11番土田議員。

○11番（土田祐輝議員） 合併する前、大分前、四、五年前ですけれども、同じ趣旨で一般質問をした経緯もございまして、その答弁も私も覚えております。いずれ前向きに検討させていただきますというような答弁をいただいた記憶がございまして、今に来てこの公債費、実質公債費比率、企業会計まで及ぶ時期に、これは前回こういうふうにしたからまた今回もということではなくて、抜本的に見直していただきまして、こういう法人の財産目録などを見ますと、定期預金がずらっと並んでいるんですよ。何億という財産、預貯金を持っています。できればそういうことから徐々に徐々に切り詰めていって、口は悪いんですけれども、この前の1億円を何とかして元を取るような努力をしていただきたいと思うわけでありまして。ぜひ前向きに、それこそ前向きに検討をお願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。24番高橋勝義議員。

○24番（高橋勝義議員） 私はちょっとわからなくてなんですけれども、7月1日から指定管理の期間が始まるわけなんですけれども、既に平成20年度予算で人件費あるいは維持管理費が計上されております。ですから、この分については7月1日からその以降、この取り扱いについてお伺いします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 すみません、この後の平成20年度予算とのかかわり出てくるわけでございますけれども、今般と申しますか、この状況を私どもが20年度予算を編成する際に当たってですけれども、現在のそこで働いている職員数、そういった人件費の状況等々を含めまして算定させていただきました。その後と申しますか、聞いてみますと若年での退職やらあるいは任用替え等々あるやに、そういった希望があるやにも一部聞いてございます。

したがって、いろいろその整合性で私どもも悩んだわけでございますけれども、いずれそういった人事の異動等もありまして、今回は後の議案で、20年度予算で年間の予算として出ささせていただいて、その後の状況を含めまして指定管理の中身の細部を詰めまして、6月にそれを精査した形での補正予算という形で出ささせていただきたいということで、一方では、指定管理の議案を出しながら後で上程されます20年度予算が年間ということについては、私も非常に疑義を感じておりましたけれども、そういった形でしかと申しますか、現段階で算定がなかなか難しかったというふうな状況がございまして、ご理

解を賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。2番土田百合子議員。

○2番（土田百合子議員） 私のほうからは人事のことをちょっとお伺いしたいと思いますけれども、施設職員の中には一般事務のほうに移りたいというふうに希望を出されている方がいらっしゃると思うのですが、今後の市の人事の考えは、再度そういう部分も変えていくというふうな方向なのかどうか、人事の考えについてお伺いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 まず、施設で働く市のいわゆる正職員という方々につきましては、年度計画で必ず市のほうに戻っていただくようにする予定であります。ただ、その戻る先についてであります。基本的には、今ある例えば福祉職であれば福祉職の職場、あるいは保健師さんであれば保健師さんの職場ということを考えております。

福祉職の中にも一般職の仕事をしたという方がございまして、今回任用替えの、一般職以外の職種から一般職に任用替えを希望するという方について試験も行いました。今日発表であります。一般職として任用替えをされる方については、この後一般職ということでの人事配置をしていかなければならないわけですが、それ以外の方々については、それぞれの該当する職種に沿った替える先を手配するように計画をしておりますので、そのようにしたいと思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第38、議案第29号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第29号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案も28号と同様の議案でございますけれども、横手市特別養護老人ホーム雄水苑につきまして、社会福祉法人横手市社会福祉協議会を指定したいというものでございます。指定の期間については20年7月1日から25年3月31日までということでございます。

なお、当施設は昭和60年4月1日に開所されておまして、昨年議員の皆様から議決をいただきまして、ユニット棟30床の増床を含めまして、現在入所が80名の定員、短期入所が8名ということで運営さ

れてございます。

なお、社会福祉協議会が本施設に応募された理由でございますけれども、雄水苑に隣接しております、ちょっと道路の小高い丘のほうにございますけれども、雄風荘というふうな社会福祉協議会で事業展開しております介護の事業がございます。そういった事業と一体的に展開できるんだというふうな理由でございました。指定管理委員会では、それぞれ指定管理者として適任であるというふうな回答をいただいているところでございます。

どうぞよろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第39、議案第30号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第30号公の施設の指定管理者の指定についてでございます。

これも前の議案と同様でございますけれども、施設は横手市特別養護老人ホーム憩寿園、十文字地域にございます。指定する団体の名称は社会福祉法人横手市社会福祉協議会でございます。指定の期間は前の議案同様、本年7月1日から平成25年3月31日までということでございます。

なお、本施設は昭和50年5月15日に開所されておまして、入所の定員が54名、短期の入所が8名ということで運営されてまいりました。当該社会福祉協議会が当施設に応募した理由は、憩寿園の隣接する地域に社会福祉協議会の事務所、あるいはその社会福祉協議会で事業展開しております在宅介護支援センター等々の事業がございまして、それらの事業と一体的な運営を図ることができるというふうなものでございました。いずれはそれぞれの理念についてプレゼンテーションを指定選定委員会で受けたわけでありまして、1月30日の答申では指定管理者として適任であるというふうな答申をいただいたところでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第40、議案第31号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第31号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

前の議案と同様のことでございますけれども、施設の名称は横手市特別養護老人ホーム鶴寿苑、山内地域でございます。指定する団体の名称は社会福祉法人相和会でございます。指定の期間は本年7月1日から平成25年3月31日まででございます。

本施設は平成元年4月1日に開設になってございます。入所の定員は50名、短期の入所が8名、さらにデイサービスといわれます通所が20名ということで展開されてございます。

社会福祉法人相和会が本施設に応募された理由は、現在、横手市の境町地区で予防も含めた「かがやき」というふうな事業展開をしております。当法人は横手の東部ブロックに位置してまして、山内地域についての利用もカバーしたいということでございますが、利用者の方の利便性には若干距離的な問題があるのかなというふうなことで、当鶴寿苑の中の1室を利用しながらそういった予防事業も展開できると圏域を利用者の利便性を図りながらカバーできるということが本施設に応募された理由でございました。この施設につきましても、選定委員会のそれぞれ審査を経まして、指定管理者として適任であるというふうな答申をいただきました。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。33番佐藤功議員。

○33番（佐藤功議員） この提案ということに限らず、この4つの施設に関してなんですけれども、ちょっと土田議員が質問されたのに的確にお答えになっておったのかどうなのか、私も聞き外したのか、ひとつ聞きたいのは、広域市町村圏で建てた建物もしくは各自治体で建てた建物、こういうものの減価償却は、使用者から例えば半分とかもらわれないように法律ができてあるのかどうなのか、そこをちょっとお教え願いたいんですけれども。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 指定管理というのは市の行政の一種の処分でございます、それぞれの相手方との契約というんですか、協定になってございます。

したがって、法律上その運営をお願いするわけですのでそういった規定はないかというふうに思いますが、これまで運営してきた、指定管理をしてきた同様の他の施設との状況、あるいは秋田県内でも数多くの市町村が進めようとしているわけなんですけれども、そういった状況等々を勘案しながら、起債については市で償還をしていくというふうな条件にさせていただいているということでございます。

○田中敏雄 議長 33番佐藤議員。

○33番（佐藤功議員） 先ほど土田議員から、各施設がそれぞれの預貯金を持っているということがひ

とつ。それから、これは特別老人ホームなんですからお医者さんは要らないわけですよね。ところが、やすらぎだとか西風苑だとか、ああいう法人ではお医者さんも抱えなきゃいけないんですよ。最低で1,000万円くらいだろうと私は想像していますがけれども、1,000万円から1,200万円のお医者さんを常駐させて、そして自分たちが建物を建てて、その減価償却を自分たちがして経営が成り立っているわけですよ。

それなのに、この横手市あるいは広域市町村圏でやったのかもしれませんが、いずれ使用料をいただかないというのは、私はほかのさまざまな事業をやっている方と公平性が保たれないんじゃないかというふうに思っていますけれども、もし今、にわかになら私がこういう質問をしたのでどうのこうのと結論を急ぐわけじゃないんですけれども、例えば2年あるいは3年後にはこういうふうにしたいたか、しかも土田議員が説明のように各施設とも預貯金を持っているわけでしょう。しかも高い職員を横手市は引き上げるわけですよ。そうすると、もっと利益が出るはずなんです。

そういうふうに一般的に考えていくと、施設の利用料というのは国に返還する横手市の借金を全部横手市が抱えなきゃいけないというのは、私はさまざまな施設の公平性からいって不公平だなというふうに思っています。今すぐ結論を出せと言っても無理でしょうが、ひとつ何年後ぐらいまでにはある一定の方向をとというようなお答えがいただけないものかどうなのか、お伺いしておきます。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議員の皆さんが今お話しなさる意味は十分わかります。

ただ、今回につきましては、募集の条件としてそういうものを入れておりませんでしたので、今回はそもそも募集の条件がありますので、この25年3月までは、今募集の条件に沿った中でどういうふうなことがやれるかというのを話し合いはしてみたいと思います。それらの経過を見ながら、次の募集のときにはさらにその条件を、皆さん今おっしゃられた内容をどういうふうに入れるか、例えば、極端に言えば使用料を入れたことによってだれも応募がなかったというふうな中身になってしまえば、今と同じお金も返還するし、さらにお金も入れて運営しなければならないという状況にもなりますので、そのようなことのないようにぎりぎりどういう条件で募集するのがよろしいかというのも、この後、次の募集までにはしっかり考えて対応していきたいというふうに思います。

よろしくをお願いします。

○田中敏雄 議長 33番佐藤功議員。

○33番(佐藤功議員) 次の募集というのはいつになるんでしょうか。あるいはこれの契約更新なり一定の契約、例えば2年後に、2年に1回とか3年に1回とか、5年に1回なのか、契約を更新するのか、そのときなのか、次の施設がいつなのか。

そうすると、今入っていない施設がもし仮に募集するとすれば、今やらないと後からやった分だけが使用料をもらいますというわけにはいかないですよね。だから、次の募集というのはいつのことなのか、あるいは次の契約年度とか、何かいまいしわかりやすいように説明いただきたいと思っておりますけれども。

○鈴木信好 総務企画部長 この4つの施設でいきますと、次の募集というのは今の指定期間が平成25年3月31日で切れますので、それよりもちょっと前に募集する、順当に行けばそういうことだと思います。

それから、今お話しされた内容について、これ以外の今後の指定管理をやったほうがいいというふうに思える施設もありますので、これ以外の施設を募集する際にも条件としてどういう内容で、一番の取っかかりは募集の条件ですので、その条件としてどういう内容でやるべきかというのをしっかりご協議しながら決めていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 25番石山議員。

○25番(石山米男議員) 前にも質問したことがありますけれども、どうもこの制度は安上がりの業者をどんどん生み出して、そういう誤解を生むんです。私自身もそういう感じがします。前は労働組合との交渉を十二分に行って、お互いに了解の上での組織で移行と、そういうことをお願ひした経緯がございますけれども、また改めてそのことをお願ひしたいというふうに思います。

どうも今はパート、臨時、そういう制度がどんどんふえてきて、国の目標なり、我々も自治体の仕事にかかわる1人としては、やっぱり正社員化、正規の職員に喜んで働いてもらうという方針を進めるのが一つの任務かというふうに思いますから、ゆめゆめくれぐれも現在よりも悪くなるような社員の採用のないように、特別のご高配をお願ひしたいというふうに思います。その決意のほどを。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 お答え申し上げます。

これまでも議会の中でそういったご意見をいただきまして、私どもは、新しく建設された施設というよりも、これまで歴史を持ちながらそれぞれの地域で運営された施設でございます。そこには利用者もおれば今までお世話してきた職員の気持ちもでございます。そういったことで、今回指定管理するに当たりまして、今の処遇が下がらない状況で雇用を確保するんだということを条件の1つにしながらお話をしてまいりました。

それぞれ昨年12月に応募していただくときには事業者説明会もやったわけでございますけれども、そういったことでもご質問をいただきまして、きっちりそういった点を申し上げまして、さらには指定選定委員会の中でも、そういった確認を委員の方々からされたところでございますので、私どもも議決をいただければ、3月19日以降と申しますか、この6月いっぱいかけてさらにそういった点を詰めてまいりたいというふうに思います。

なお、議長、ちょっとお許しいただきたいのですが、私は今回の指定管理議案の際にちょっと勘違いいたしまして、1月30日に答申をいただいたというふうに申し上げましたけれども、実は1月30日を当初予定しておったわけですが、すみません、2月7日でございます。大変失礼申し上げます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。25番石山議員。

○25番(石山米男議員) 総務部長、先ほど面接の話をされましたけれども、体が丈夫なだけでなく、

一般の職員が威圧を感じないように、そういうような場所で面接してください。適正な面接をお願いします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 何と言われているかわかりませんが、自分としては比較的気持ちは優しい人間だと思っていますので、そういうのを十分出せるようにして進めていきたいと思っています。

それから、議員から先ほどお話がありました、例えば正職員あるいは臨時的職員でいろいろ待遇を約束している方々についてはしっかり約束を守るようにしてまいりますし、さらに指定管理を受ける法人のほうに雇用される方々については、ただいま福祉事務所長が申したように十分お願いして、今よりも条件が下がらないようにしっかりお願いしていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

【「わかりました」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第41、議案第32号字の区域の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第32号についてご説明申し上げます。

字の区域の設置であります。本案は県営の土地改良事業杉沢地区の施行に伴いまして字の区域を設置しようとするものであります。

74ページ以降をご覧くださいと思います。

この表の見方ではありますが、右側の設定区域のところに、例えば一番最初のところには4カ所の字がございますが、これらの字地番のところを今度は横手市みたけ字安本という字にしようとするものであります。以降同じように記載されてありますので説明をこれで終わります。

よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第42、議案第33号字の区域の設置についてを議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第33号字の区域の設置についてご説明申し上げます。

本案は、里見地区の土地改良事業に伴いまして字の区域を設置しようとするものであります。

内容については先ほどと同様でありまして、右側の欄の字地番を今度新たに、例えば87ページであれば雄物川町里見字砂子田というふうにしようとするものであります。以下、同じでありますので説明を省略させていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第43、議案第34号市道路線の認定についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第34号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

99ページをお開き願います。

今回認定をお願いする路線は3路線でございます。路線番号1018中島中杉沢線でございますが、これは昨年9月議会におきまして、旧市道を廃止して、県が県営のほ場整備事業に合わせまして施行をすることによって9月に廃止をいたしまして、今般改良が終わりましたので再度認定をしようとするものでございます。

それから、中段の1477追廻城南大沢線でございますが、これは県が施行いたしました通称みずほの里ロードでございます。

それから、一番下の3175福地工業団地線でございます。これは福地工業団地内に分譲をするに当たりまして市道を整備する必要が生じまして整備をしたものでございます。

以上、3路線の認定であります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第44、議案第35号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第35号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についてご説明いたします。

本案は、平成19年度横手市市営温泉施設特別会計への19年度一般会計からの繰入額2億2,956万3,000円以内を2億4,500万円以内に改めようとするものでございます。市営温泉特別会計は、ご案内のように市直営の温泉施設6施設を包含した特別会計であります。当初、6施設合わせまして一般会計からの繰入額を2億2,956万3,000円以内と定めておりましたが、歳入に大きなウエートを占めております事業収入が当初予定より落ち込みまして、歳出でそれぞれ経費の節減を図ったものの、繰入額の増額が必要となりまして、今議会で変更しようとするものであります。

本案は地方財政法の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。6番佐々木誠議員。

○6番(佐々木誠議員) ちょっとお尋ねしますが、各温泉施設のそれぞれの繰入額をお尋ねいたします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 各施設のそれぞれの繰入額でございますけれども、後ほど補正にも出てきますけれども、三吉山荘につきましては全体の繰入額1,292万7,000円、それから雄川荘344万3,000円、さくら荘552万7,000円、ゆっふる6,198万5,000円、えがおの丘1億4,900万8,000円、農業者施設温泉ですけれども、俗に言う健康温泉でございます、これが1,442万円、6施設トータルで2億4,731万円となっております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第45、議案第36号平成19年度横手市水道事業会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第36号平成19年度横手市水道事業会計への繰

入額の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成19年度横手市水道事業会計への一般会計からの繰入額1億3,096万9,000円以内を1億5,681万2,000円以内に改めようとするものでございます。主なものとしましては、大雄地域配水施設整備事業が合併特例債の適用になったことによりまして2,700万円ほどの出資金というような形になってございます。

本議会の議決をお願いしようとするものでございます。よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

30分休憩いたしまして、3時50分から再開いたします。

午後 3時20分 休憩

午後 3時50分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 先ほどの議案第35号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計への繰入額の変更についての中で、ご質問に対する答弁に訂正がございます。

先ほど佐々木議員から、繰入金額について施設ごとの説明を求めるということでご説明いたしましたが、先ほどご説明しました金額につきましては、基金の繰入金も一部入った金額を述べてしまいました。ちょっと欄違いしまして大変恐縮でございます。改めてご説明申し上げます。

訂正する部分は2カ所ですけれども、再度各施設ごとに金額をご説明いたします。

三吉山荘1,061万7,000円、雄川荘は前の説明と同じ344万3,000円、さくら荘は前の説明と同じく552万7,000円、ゆっふるは前の説明と同じく6,198万5,000円、えがおの丘は前の数字と同じく1億4,900万8,000円、農業者施設の関係、これも前の施設と同じく1,442万円、トータルが若干違います。前の説明で2億4,731万円と申し上げましたけれども、正しくは2億4,500万円でございます。

大変申しわけございませんでした。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第46、議案第37号平成19年度横手市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第37号平成19年度横手市一般会計補正予算（第11号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億4,083万5,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ487億9,879万4,000円に改めようとするものでございます。

次に、第2条、継続費の補正でございますが、8ページのほうをお願いします。

8ページ第2表のとおり、大森小学校統合事業について平成19年度と平成20年度の事業費が減額する見込みとなりましたので、表のとおり補正しようとするものでございます。

次に、第3条、繰越明許費の補正でございますが、9ページでございます。

第3表のとおり、ネットワーク構築事業ほか11件について翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加するとともに、大森小学校統合事業について、屋内体育館建築費が増額見込みとなりましたので、金額を変更しようとするものでございます。

次に、第4条、債務負担行為の補正でございます。

10ページの第4表のとおり、庁舎公用車リースほか1件について限度額を変更しようとするものでございます。

次に、第5条、地方債の補正でございますが、11ページから13ページになります。

第5表のとおり、水道施設統合事業を追加いたしまして、高齢者センター施設整備事業ほか1件を廃止するとともに、12ページから13ページにありますように移動通信用鉄塔施設整備事業ほか38件の限度額を変更しようとするものでございます。

歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定や決算見込による減額、また補助金や市債等の確定による財源の振り替えをするための補正が主なものでございます。

最初に、歳出の主な内容についてご説明申し上げますので、35ページのほうをお願い申し上げます。

2款総務費、1項1目一般管理費に一般職人件費として1億2,300万円を計上してございます。これは今年度末で早期退職いたします25名分の退職手当組合への特別負担金でございます。

次のページ、36ページをお願いします。

同じく総務管理費、7目企画費に生活バス路線運行費補助事業といたしまして1,111万5,000円を計上してございます。これは生活バス路線の運行経費の一部補助にかかわる経費でございますが、事業費が確定したことによる増額でございます。補正後の負担金総額は1億2,274万5,000円でございます。

同じく企画費に、旭地区交流施設建設事業では3,807万4,000円を減額しております。これは事業費が確定したことによる減額でございます。

38ページのほうに移らせていただきます。

10目電算情報管理費では、移動通信用鉄塔施設整備事業から3,984万円、ネットワーク構築事業から7,238万7,000円を減額してございます。いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

41ページのほうをお願いします。

3款民生費でございます。1項2目障がい者自立支援給付費で2,693万円を減額しております。これは介護給付費、訓練等給付費などについての実績が予算を下回る見込みとなったために減額するものでございます。

44ページのほうをお願いします。

8目国民健康保険費に国民健康保険特別会計繰出金といたしまして1,143万2,000円を計上してございます。これは国保基盤安定制度による繰出金の確定に伴う増額でございます。

48ページのほうの4款衛生費、1項保健衛生費、6目環境衛生費の浄化槽設置整備事業では4,256万4,000円を減額しております。これは浄化槽の設置補助金について当初予算で190基を予算化してございましたが、実績が107基となったため減額しようとするものでございます。

51ページをお願いします。

3項水道費、1目上水道費に2,700万円を計上しております。これは合併特例債の起債対象となります大雄上水道整備事業へ出資するものでございます。

続きまして、55ページをお願いします。

6款農林水産業費、1項10目バイオマスタウン推進費では800万円を減額してございます。これは廃油からバイオ燃料を精製し、環境にやさしい地域づくりを目指す事業でございますが、19年度においてはバイオ燃料精製機等の機種選定や組織づくりを実施し、平成20年度に精製機を購入することとしたため、19年度予算を減額するものでございます。

次に、56ページをお願いします。

7款商工費、1項2目商工業振興費に金融対策費として2,007万5,000円を計上してございます。これは、中小企業融資あっせん制度の利用者が見込みよりふえたことによる保証料補給金と利子補給補助金などを増額するものでございます。

同じ商工費の5目温泉観光施設費に市営温泉施設特別会計繰出金として1,478万6,000円を計上してございます。これは市営温泉施設6施設のうち5施設で、事業収入が当初予算を4,555万円ほど減額となる見込みとなったため、不足分を繰り出ししようとするものでございます。

58ページのほうをお願いします。

8款土木費、2項3目道路新設改良費でくらしのみちづくり事業で1,120万円、地方道路交付金事業で2,500万円を減額してございます。事業費の精査による減額でございます。

同じく道路橋りょう費で、6目雪対策費で除雪機械購入費から3,098万1,000円を減額しております。事業費の確定に伴うものでございます。

同じく土木費ですが、4項都市計画費、3目街路事業費では城址内町地区街路事業で3,000万円を減

額しております。これは中の橋通り線の事業費精査による減額でございます。

60ページのほうに移らせていただきます。

5目下水道費で下水道事業特別会計繰出金から9,810万4,000円を減額しております。下水道事業の事業費の決算見込みと、下水道事業特別会計におきまして繰越金を予算化したことによる繰出金の減額でございます。

5項住宅費、3目住宅建築費ではまちづくり交付金事業から4,854万4,000円を、また地域住宅交付金事業から4,287万9,000円を減額しております。まちづくり交付金事業は醍醐住宅建設事業、交付金事業は旭団地建設事業に係る経費でございますが、事業費の精査による減額でございます。

64ページのほうをお願いします。

10款でございます。教育費、2項小学校費、1目学校管理費に小学校大規模改造事業として1,059万9,000円を計上しております。これは境町小学校体育館、金沢小学校体育館の耐震補強工事にかかわる経費でございます。来年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。その下の大森小学校統合事業では1,660万1,000円を計上しております。これは実施設計などにより屋内体育館の建設事業費の増額が見込まれるためでございます。

69ページのほうをお願いします。

11款災害復旧費、2項1目道路橋りょう災害復旧費の道路災害復旧事業凍上災から5,000万円を減額しております。これは事業の確定による減額でございます。

13款のほうに移ります。諸支出金、1項普通財産取得費、1目土地取得費で一般財源分として3,350万2,000円を計上しております。これは供用済み土地について、横手市土地開発公社から土地の取得にかかわる経費でございます。

次に、70ページですが、2項1目の財政調整基金費に財政調整基金積立金として3億4,333万1,000円を計上しております。

以上で歳出のほうを終わらせていただきます。

次に、歳入でございますが、前のほうに戻りまして16ページのほうをお願いいたします。

各款ごとの歳入は表にある補正額の欄のとおりでございますが、1款市税に3,867万4,000円を計上しております。これは固定資産税の現年分について当初見込み額を1,767万8,000円ほど下回るものの、法人市民税が逆に5,502万4,000円増となる見込みとなるための増額補正でございます。

13款使用料、手数料では、2,887万3,000円を増額しております。これは指定ごみ袋取り扱い手数料について当初予算では6,575万1,000円を計上しておりましたが、2,870万7,000円増額する見込みとなったため補正計上したものでございます。

14款の国庫支出金では1億2,333万4,000円を減額しております。これは地域イントラネット整備事業補助金、雪寒機械整備事業補助金、地方道路交付金、道路災害復旧事業補助金などの事業費の確定による減額が主なものでございます。

16款財産収入では1億5,945万5,000円を計上しております。これは福地工業団地の土地売却収入1億2,454万5,000円がその中の主なものでございます。

20款市債では4億8,890万円を減額しております。これは事業費の確定に伴う起債の減額でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成19年度横手市一般会計補正予算（第11号）は、34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の34人を議長が指名いたします。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第47、議案第38号平成19年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第38号平成19年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,309万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を112億9,524万3,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

1款総務費、1項1目の一般管理費につきましては、4月からの高齢受給者の2割負担引き上げを1年間凍結したことによる高齢受給者証の再交付等にかかわる郵送料、それから制度改正による国の調整交付金等申請システム改修費、並びに県との国保ラインシステム更新に伴う経費が主な増額の要因となっております。

次のページをお開き願います。

6款1項1目保健衛生普及費は192万4,000円の減額補正をしております。これは人間ドック事業の実績見込みによる委託料の減額と、特定健診データ管理システム機器設置費用として25万2,000円の増額補正でございます。

次に、7款1項1目財政調整基金積立金は82万9,000円の増額補正をしております。これは財政調整基金2億1,130万2,000円にかかわる預金利子の積み立てでございます。

次に、歳出の説明をいたしますので、7ページをお願いいたします。

3款2項1目財政調整交付金は36万8,000円の増額補正をしております。制度改正に伴う調整交付金等申請システム改修にかかわる経費が全額補助となったことによる補正でございます。

次に、5款2項2目県財政調整交付金は46万2,000円の増額補正でございます。これは歳出でご説明いたしました県との国保ラインシステムの改修費、それから特定健診データ管理システム機器設置費用の全額を県の財政調整交付金で措置されるための補正でございます。

次に、8款1項1目一般会計繰入金は1,143万2,000円の増額補正をいたしております。これは保険基盤安定制度にかかわる繰入金の確定に伴う補正でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第48、議案第39号平成19年度横手市老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第39号平成19年度横手市老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ327万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を116億7,857万8,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたします。6ページをお願いいたします。

1款1項1目の医療給付費は第三者納付金等の収入による財源振り替えでございます。

3目の審査支払手数料は327万7,000円の減額補正をいたしております。これは実績見込みによるものでございます。

次に、歳入のほうを説明いたしますので5ページをお願いいたします。

1款1項1目医療費交付金は777万5,000円の増額補正をいたしております。これは諸収入の第三者納

付金等の収入1,407万5,000円の増によるものでございます。

次に、2款1項1目医療費負担金、それから3款1項1目老人医療費負担金、それから、次のページになりますが4款1項1目一般会計繰入金の減額は第三者納付金の収入増により負担率に応じた減額補正でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第49、議案第40号平成19年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第40号平成19年度横手市介護保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますが、第1条では歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ3,014万8,000円を減額いたしまして、補正後の総額をそれぞれ72億2,981万8,000円にしようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。12ページをお願いいたします。

今回の補正は、決算見込み等による補正でございます。1款1項2目の介護保険等事業計画策定費37万6,000円の減額でございますけれども、これは第4期に向かひまして本年度アンケートを実施しましたけれども、その事業確定に伴う減額でございます。

同じページの1款3項の介護認定審査会経費、それから同2目の認定調査費の関係でございますけれども、要介護の認定に当たりましての主治医の意見書作成料などでの増額でありまして、これに伴いまして郵送料等を増額させていただくものでございます。

13ページの1款4項運営協議会費につきましては、介護保険運営協議会並びに地域密着型運営協議会などを同日に開催したために一部減額するものでございます。

13ページから14ページにかへましての2款保険給付費の介護サービス給付費につきましては、事業の見込みに伴いまして、それぞれの負担割合に応じまして財源調整をしたいということでございます。

同じ14ページの介護予防サービス等の関係でございますけれども、実績見込みによりまして、3目では介護予防福祉用具購入費に6万6,000円、それから介護予防住宅改修費、バリアフリー等でございますけれども、こういった状況が若干ふえていまして116万4,000円ほど増額をお願いするものでございます。

15ページにかへましての2項から4項につきましては、それぞれ財源の調整でございます。

16ページをお願いいたします。

4款1項基金積立金の関係です。1目介護保険給付準備基金積立金でございますけれども、173万7,000円の利子相当分を積み立てたいというものでございます。なお、19年度の年度末の基金の残高見込みでございますけれども3億4,095万6,000円ほどと想定しております。

5款の地域支援事業費の関係でございますけれども、1項1目では筋力向上トレーニング事業で122万8,000円の減額をしてございますが、本年度から十文字の西地区で事業を行っておるわけでございますけれども、健康の駅での事業も行っておりまして、いわゆる介護保険は65歳以上ということございまして、この利用者の区分と申しますか、そういった関係ですみ分けした関係での減額でございます。

なお、次の特定高齢者把握事業の1,453万3,000円の減額でございますけれども、特定高齢者把握事業で、これは包括支援センターが執行する経費でございますけれども、特定高齢者を把握するためのパソコンのリース料等を予定しておりましたが、こういったデータにつきましての医療機関からの相互連携によります情報の提供等々がございまして大幅に減額をするものでございます。

次に、歳入に戻らせていただきます。8ページでございます。

2款の使用料及び手数料につきましては、生活管理指導員の派遣事業の利用実績に基づきます減額でございます。

3款の国庫支出金から4款の支払資金交付金並びに9ページの県支出金等につきましては、事業の実績見込みによりまして、それぞれの法定負担割合に応じましての調整をするものでございます。

それから、10ページでございます。

8款繰入金の関係でございますけれども、これも市の一般会計等からの繰入金でございますが、給付費等々の見直しによりまして市の負担割合について調整するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第50、議案第41号平成19年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第41号平成19年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

1ページ、第1条でございますけれども、歳入歳出の総額からそれぞれ2,535万円を減額いたしまし

て、補正後の総額をそれぞれ7,818万5,000円にしようとするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げます。8ページをお願いいたします。

これも事業の見込みではございますけれども、この1款1項1目、2目におきましても、特定高齢者、一般高齢者の対策事業を合せまして、それぞれ見込みによりまして23万1,000円を減額するものでございます。

次に、同ページの2項の包括的支援事業でございますけれども、1目では565万7,000円、ここでは報酬の減額が大きいわけでございますけれども、包括に配置されております非常勤職員が1名ほど措置できなかったということと、社会福祉協議会からケアマネジャーを派遣されておりますけれども、年間の時間外等々の人件費の精査によりまして減額するものでございます。

なお、2目の包括的支援事業費は、ケアプランの作成等にかかわります介護予防ケアマネジメント事業でございますけれども、これも計画作成希望人数の減少によりまして減額をするものでございます。なお、当初700人ほど見込んでおりましたけれども、自分はまだ予防計画を立てるところまでいかないというふうな抵抗とございますか、そういった意識等々がまだまだございまして、350人ほどとなる見込みでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

1款2項1目の包括的支援事業収入でございますけれども、歳出でも申し上げましたが計画策定人数が少なくなったということでの減額補正、1,966万3,000円でございます。

6款諸収入の受託事業収入につきましては、介護保険特別会計からの事業関係での収入でございますけれども、これも事業実績に合わせましての減額ということになります。

2目につきましては、交通事故等の関係での共済金の収入でございます。

以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第51、議案第42号平成19年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第42号平成19年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページでございますが、第1条では歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ1,652万円を減額いたし

まして、補正後の総額を18億106万6,000円にしようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。10ページをお願いいたします。

1款1項につきましては施設の一般管理に要する費用でございますけれども、増額の主な部分につきましては、原油高騰等の施設管理に伴いましての増額が主なものでございます。なお、施設ごとの状況を書いてございますが、雄水苑につきましては備品購入費の減額が大きいわけでありまして、除雪機械を購入する予定を立てておりましたけれども、市の除雪車にちょっと入っていただきまして、そういった状況がありまして除雪機械の購入が不要となったものでございます。白寿園の関係につきましては増床に伴う外構工事等がございますが、これの精査に伴うものでございます。

11ページの2款の関係です。2目短期入所生活介護事業は、年度末を控えましてそれぞれの利用実績、ほぼ98%ほどの利用実績というふうなことでの171万4,000円の減額でございます。

7ページにお戻り願います。歳入の関係です。

歳入の1款1項1目の通所介護費収入、1節の関係ですが、これはいきいきの郷と鶴寿苑で実施しているそれぞれ20名の関係ですが、これも実績見込みによりまして622万1,000円の減額でございます。

それから、1目2節の1,184万5,000円、短期入所が大きいわけでございますけれども、私ども気を付けてまいりましたけれども、白寿園で本年1月に感染性胃腸炎、ノロウイルスが発生いたしまして、この関係で感染を防ぐために一時的に短期の入所をお休みしたといえますか、そういった状況がございましての減額が主なものでございます。

次に、7ページの下欄です。1款2項1目及び2目につきましては、これらの施設に対応いたしません利用者の負担分をそれぞれ計上させていただいております。

どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第52、議案第43号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第43号平成19年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1ページの第1条でございますが、歳入歳出の総額からそれぞれ66万6,000円を減額いたしまして、補正後の総額を4億5,599万6,000円に定めようとするものでございます。

歳出からご説明申し上げます。7ページをお願いいたします。

今回も決算見込みに伴うものでございますけれども、1款1項施設介護サービス事業費は報酬、委託料等の見込みによりまして126万6,000円の減額でございます。

なお、同ページの2目の短期入所療養介護事業費は60万円の増額補正でございますが、短期の入所者が年度末まで若干ふえるということで給食材料費等々の委託料の増額でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。5ページにお戻り願います。

5ページ1款1項介護給付費収入の関係ですが、1目の407万5,000円の増額は、通所分の利用者がやや減少しているというふうなこと、それから、短期では先ほど給食材料費でも申し上げましたが、増額している等々の理由からしましての増額であります。

それから、2目の施設介護サービス費収入でございますが、1,403万9,000円の減額は一般入所利用人員が計画よりも若干下回るというふうな状況がございまして、今回減額補正をお願いしたいものでございます。次の下の自己負担金収入は、同じく個人の負担金でございますけれども、これも見込みによりましての減額でございます。

それから、3款1項1目の繰越金は財源調整のため1,539万3,000円の増額補正をするものでございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第53、議案第44号平成19年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

○赤川進 大森町区長 ただいま議題となりました議案第44号平成19年度横手市居宅介護支援事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

予算書の1ページをお開き願います。

本案は、当会計の予算の総額に変更のない歳入科目間の増減を行うものでございます。

内容について申し上げます。歳入歳出補正予算事項別明細書5ページの歳入をご覧いただきたいと思っております。

1款1項1目はケアマネジャーの減員に伴い居宅介護サービス費収入200万7,000円を減額するものであります。歳入不足となる同額200万7,000円を2款繰越金の増額によって歳出に対応するものでござい

ます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第54、議案第45号平成19年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。大森町区長。

○赤川進 大森町区長 ただいま議題となりました議案第45号平成19年度横手市指定通所介護事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、平成19年度横手市指定通所介護事業特別会計予算の総額に歳入歳出それぞれ2,089万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ8,600万8,000円に改めようとするものであります。

主な内容について、歳入から申し上げます。

事項別明細書の5ページ、歳入をご覧いただきたいと思えます。

2款2項1目の特別会計繰入金と6ページの4款3項1目介護予防事業受託料は、歳入科目の組み替えをしたものでございます。

5ページ3款1項1目は、前年度の繰越金1,985万4,000円を計上したものであります。

6ページ4款2項1目雑入は過年度歳出返納金として納入されることになりました102万円を計上したものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

7ページでございますが、ただいま説明いたしました歳入の補正額2,089万円を4款予備費としたものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第55、議案第46号平成19年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第4号）

を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○佐藤耕一 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第46号平成19年度横手市障害者支援施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

1 ページでございますが、第1条では歳入歳出の総額にそれぞれ844万円を追加いたしまして、補正後の総額をそれぞれ2億8,650万1,000円にしようとするものでございます。

歳入からご説明申し上げます。5ページをお願いいたします。

1款分担金及び負担金、1項負担金、2目利用者負担金31万円の減額につきましては、利用者が入院、通院等によりまして減少したことよっての減額でございます。

その下の1項1目の物品売払収入の関係につきましては、うどんの袋詰めやスノーポール等の事業を行っておるわけでございますけれども、この関係についての増額部分を補正するものでございます。

その下の7款の関係につきましては、830万円の増額でございますが、これは大和更生園が実施しておりますいわゆるショートでの事業利用者、これが若干ふえておりまして、この関係で830万円を増額したいということでございます。

6ページをお願いいたします。

歳出の関係でございます。

2款1目のサービス事業費の関係でございます。これにつきましては、利用者の給食材料等の精査等によりまして51万円の減額ということになります。

その下の3款1項1目の関係ですが、先ほど歳入でも申し上げましたけれども、うどんの袋詰め等々の作業の増益によりまして、施設の利用者に作業賃として還元するための増額補正35万円でございます。

なお、7ページ、4款には予備費1,000万円を計上いたしまして収支の均衡を図っております。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第56、議案第47号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 ただいま議題となりました議案第47号平成19年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,547万5,000円を減額し、補正後の総額をそれぞれ7億9,521万円に改めようとするものでございます。

今回の補正につきましては、温泉施設の利用者が見込みを下回ったことによる営業収入の補てんと、それに伴います施設経費節減が主なものでございます。

歳出からご説明いたします。10ページをお開きください。

1款1項施設経費です。1目三吉山荘経費につきましては、積立金としまして1万7,000円を計上しております。これは財政調整基金への積み立てでありまして、積み立て後の基金残高は162万3,000円となります。

2目雄川荘経費では157万6,000円の減額ですが、内訳としましては経費節減によります消耗品費の160万2,000円の減額と、財政調整基金への積立金2万6,000円の計上分となっております。積み立て後の基金残高は1,002万7,000円となります。

3目さくら荘経費では671万4,000円の減額であります。内訳としましては、経費節減によります非常勤職員の減員による人件費や需用費の減額、それに事業精査確定によります委託料の減額や、工事請負費、備品購入費の減額となっております。公課金につきましては消費税確定に伴います減額でございます。積立金につきましては財政調整基金に7,000円を計上しており、積み立て後の基金残高は1,507万9,000円となります。

4目ゆっふる経費につきましては56万2,000円の減額でございます。内訳としましては、これも非常勤職員の人件費、役務費、館内清掃の委託料や各種リース料など、経費節減や決算見込みによる減額となっております。需用費につきましては155万3,000円の増額となっておりますが、これは灯油代高騰によります燃料費の増でございます。

5目えがおの丘経費ですが1,160万7,000円の減額となっております。これも経費節減のための非常勤職員1名減員による人件費や需用費全般、館内清掃業務を委託から職員みずから行うことによる委託料の減額などによるものでございます。

6目農業者休養施設経費は、今回69万5,000円の増額計上であります。これは灯油代高騰によります燃料費と給湯管修繕によります増額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6ページにお戻りください。

1款事業収入ですが4,556万1,000円の減額です。これは5温泉施設の利用者が当初見込みを下回ったことによる減額でございます。このため、先にご説明しました歳出の経費節減や経営改善とともに、これらの補てんとしまして3款繰入金に854万8,000円、4款繰越金に2,106万1,000円を計上し収支の均衡を図っております。それぞれの内訳につきましては、7ページから9ページのとおりとなっております。

以上でご説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤光司議員。

○16番（齋藤光司議員） 今の説明によりますと、経費については非常に努力をされたのと、それ以上に

歳入が少なく、やっぱり入館料が少なくなったという説明でありました。

私個人としても利用をさせてもらっておりますけれども、その中に利用者の話として入館料が値上げをされたら、その100円の値上げによって入館者が半分近くになってしまったよ、あるいは3分の2になってしまったよ、そういう話が現実にご利用者からされております。そういう中で、その当初の入館料の値上げ等について、これは結局見通しが、逆にその値上げによる収入よりも入館者数の人数が減るほうが多いからこのような状況になったと私は思うので、そういう部分の中で、どのような見通しの中でこのような結果になったことをだれがどのような形で総括をして、そして来年度につなげていこうとなさるのか。このままだと来年度も、この後20年度以降もこの形になってしまうんだけど、例えば料金値上げ、各施設のさまざまなものについてだれが責任を負って、そしてだれがこういう形の中で責任を持って補てんをしていくのか、その辺も踏まえてお話をいただければ幸いなんですけれども。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○阿部充 産業経済部長 営業収入の落ち込み、やはり入浴料もさることながら、やはり宴会といいますが、団体利用といいますが、それから個室利用といいますが、そういうものが大分落ち込んでいるようでございます。また、去年は国体があったわけですが、国体の利用もかなり見込んでおりました。しかし勝負は時の運であります。1回戦で負ける場合もあります。そういうことで早々に帰られたチームもあるようございまして、これも結構見込み違いがあったと聞いております。

総括責任ということですが、産業経済部の観光物産課を中心にしまして支配人会議というものを随時開催しております。ここにいろいろな問題を投げかけまして、いろいろ議論を重ねております。やはり現状からしますと、施設の経営努力にも限度があると、そういうことでは何か抜本的な対策を講じなければならないだろうとそういうふう感じておりますし、その点、平成20年度におきましては専門に温泉関係あるいは三セク関係を担当する部署を総務企画の中に設けて対応、検討していきたい、このように総務企画部とも協議しているところであります。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎会議時間の延長

○田中敏雄 議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第57、議案第48号平成19年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算

(第3号)を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第48号平成19年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出の総額からそれぞれ262万1,000円を減額しまして、歳入歳出の総額を2億9,060万8,000円に改めようとするものでございます。

次に、歳出からご説明いたしますので、8ページをお願いいたします。

歳出の2款施設費、1項施設管理費関係につきましては事業の精査により、また2項の施設整備費につきましては事業の確定によりましてそれぞれ減額となっております。財政調整基金費につきましては62万3,000円を増額してございます。

次に、歳入につきましては、6ページ事項別明細書に記載のとおり収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第58、議案第49号平成19年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第49号平成19年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出の予算の総額からそれぞれ892万2,000円を減額しまして、歳入歳出の総額を2億810万7,000円に定めようとするものでございます。

次に、歳出の説明をいたします。8ページをお開き願います。

歳出でございますが、市道武道線、平野沢線ほか、配水管布設工事の確定に伴いまして871万2,000円を減額し、起債の利子等で21万円を減額しております。

次に、歳入につきましては、6ページ事項別明細書に記載のとおり収支の均衡を図ってございますので、どうかひとつよろしくをお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第59、議案第50号平成19年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第50号平成19年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正でありますけれども、補正第2号におきましては、2,033万7,000円を追加いたしまして、予算総額を4億2,127万5,000円に定めようとするものでございます。

次に、繰越明許費の設定及び地方債の補正につきましては、4ページに記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

歳入歳出の主なものについてご説明申し上げます。7ページをお開き願います。

歳入の主なものについてご説明申し上げます。保留地処分金として5,600万円が歳入の主なものでございます。

歳出につきましては、9ページをご覧いただきたいと思っております。

1款1項4目であります。駅西地区土地区画整理事業費の中で、28節一般会計への繰出金4,052万7,000円が歳出の主なものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくどうかお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第60、議案第51号平成19年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第51号平成19年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2,210万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出総額をそれぞれ33億968万円に定めようとするものでございます。

次に、繰越明許費についてご説明いたします。5ページをお願いいたします。

繰越明許費でございますが、2款1項公共下水道事業1億1,517万円につきましては、事業定例入札関係で事業費が圧縮になった関係もございまして、平成20年度で予定しておりました事業を前倒しして進めておりますが、設計その他地元調整等に不測の日数を要しましたことから繰り越そうとするものでございます。

次に、流域下水道事業2,500万円につきましては、県の流域下水道事業が繰り越されることによりまして市の負担金も繰り越しとなったものでございます。

続きまして、12ページをご覧くださいと思います。

歳出の1款1項総務管理費は、一般管理費を129万円減額しておりますが、これは水洗便所整備促進融資あっせんの見込みが当初40件ほど予定してございましたが、これが20件の実績というふうなことでございます。

2目流域下水道維持管理費の2,000万円の減額につきましては、汚泥炭化施設維持管理費の負担金が減額になったものでございます。同じく施設管理費の管渠380万円を減額しておりますが、これは下水道台帳整備の方法の見直しによるものでございます。

2款事業費につきましては、事業の精査により減額してございます。

次に、14ページにまいりまして、公債費の元金4,960万1,000円を減額してございます。これは公庫資金の繰上償還対象の利率が当初5%を予定してございましたが、5.5%以上に変更になったことによるものでございます。

次に、歳入につきましては、8ページ事項別明細書に記載のとおり収支の均衡を図っておりますので、以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第52号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第61、議案第52号平成19年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第52号平成19年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

まず初めに、歳入歳出予算の総額にそれぞれ76万8,000円を追加しまして、総額をそれぞれ4億9,358万7,000円に定めようとするものでございます。

次に、歳出から説明いたします。6ページをお願いいたします。

歳出の主なものとしましては、一般管理費60万6,000円を増額しております。これの主なものは、消費税の中間納付に係るものが大きなものでございます。

次に、2款1項1目の集落排水施設事業費ですが、これは十文字植田地区の工事が完成したことによるもので減額しております。

次に、4款につきましては、減債基金として36万2,000円を計上してございます。

次に、歳入につきましては、4ページ事項別明細書に記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第62、議案第53号平成19年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第53号平成19年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,899万1,000円を減額し、歳入歳出総額をそれぞれ6,350万1,000円に定めようとするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。9ページをお願いいたします。

事業の精査によりますが、2款1項1目の浄化槽整備事業では当初7人槽45基分を予定してございました。実績では5人槽、7人槽、10人槽それぞれですが、合計で44基の実績となっております。結果的に1,891万5,000円の減額となったものでございます。

次に、歳入につきましては、6ページ事項別明細書に記載のとおり収支の均衡を図ってございますので、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第63、議案第54号平成19年度横手市前郷地区特別会計補正予算（第1号）を議題

といたします。

説明を求めます。横手自治区長。

○伊藤喜代美 横手自治区長 ただいま議題となりました議案第54号についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ12万3,000円を追加いたしまして、総額を329万7,000円にしようとするものであります。

内容であります、5ページをお開きいただきたいと思います。

前郷地区財政調整基金より生じる利子が当初予算より上回る見込みとなりましたので、これを基金に積み立てるために、歳入では利子及び配当金に、歳出では財政調整基金費にそれぞれ12万3,000円を補正しようとするものであります。

よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第64、議案第55号平成19年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。大森病院事務局長。

○大極勇一 市立大森病院事務局長 ただいま議題となりました議案第55号平成19年度横手市病院事業会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第2条では、収益的収入及び支出の予定額にそれぞれ416万9,000円を増額し、補正後の予定額を66億7,673万円とするものであります。

第1款の市立横手病院については、交付税の確定に伴い他会計負担金を250万2,000円増額するものであります。費用では決算見込みにより医業費用のうち給与費を1,622万9,000円を減額し、薬品費を1,705万4,000円、燃料費を167万7,000円それぞれ増額するものであります。

第2款、市立大森病院は、他会計負担金134万3,000円、他会計繰入金32万4,000円、合計166万7,000円を増額するものであります。費用では決算見込みにより給与費を1,292万8,000円減額し、材料費150万円、燃料費などの経費1,167万円、資産減耗費80万円、研究研修費62万5,000円をそれぞれ増額するものであります。なお、この詳細については20ページに記載されております。

次のページをお願いいたします。

第3条では、資本的収入及び支出の予定額について補正するものであります。

第1款市立横手病院については、事業費が確定したことにより、収入では企業債を1,690万円、支出

では建設改良費1,807万3,000円をそれぞれ減額するものであります。

第2款市立大森病院は、収入では企業債を480万円減額し、支出ではベッド購入費として100万円を増額しております。

なお、資本的収入が支出に対し不足する額2億9,834万円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものであります。

第4条では記載の目的、限度額を、第5条では職員給与費を、また第6条では棚卸資産の購入限度額をそれぞれ決算見込みに基づきまして記載のとおり改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第56号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第65、議案第56号平成19年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○田口春久 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第56号平成19年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第2条では、収益的収入及び支出につきまして、収入第1款水道事業収益では、既決予定額から1,124万5,000円を減額し15億1,296万8,000円に改めようとするものでございます。第1項営業収益であります給水収益が1,008万8,000円下回ることが大きな要因でございます。

次に、支出でございます。

第1款水道事業費用を既決予定額から1,112万9,000円減額しまして15億885万8,000円に改めようとするものでございます。その内訳といたしましては、営業費用では事業の精査等に伴いまして1,653万5,000円を減額しております。営業外費用では支払い消費税の増額により811万4,000円を見込んでおります。

次のページにまいりまして、3条では資本的収入及び支出であります。収入の既決予定額から9,652万3,000円を減額し5億3,276万5,000円に改めようとするものであります。その内訳でございますが、企業債は建設改良工事等の実績によりまして1億4,150万円を減額しております。また、出資金2,700万円あるいは国庫補助金533万2,000円につきましては、大雄地区の配水施設整備事業が合併特例債の対象になったことにより出資金が、それから補助率が当初4分の1というようなことで考えておりましたが、3分の1ということで増額になったことによるものでございます。

次に、資本的支出の建設改良関係でございますが、各地域の施設整備費の確定に伴いまして1億7,088万8,000円を減額しております。企業債償還金につきましては、繰上償還の一部が次年度になったために1,461万円の減額となっております。資本的支出の合計額を11億3,933万3,000円に改めることによりまして、収支不足額を6億656万8,000円に改め、補てんのための留保資金額につきましても4億8,960万2,000円に改めようとするものでございます。

第4条は、起債の借り入れ限度額の変更でございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第100号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第66、議案第100号平成19年度横手市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、議案第100号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 追加の議案書をお願いいたします。

ただいま議題となりました議案第100号平成19年度横手市一般会計補正予算（第12号）についてご説明申し上げます。

第1条では、歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,600万円を追加いたしまして、補正後の総額を488億3,479万4,000円に定めようとするものでございます。

5ページのほうをお願いします。

8款土木費、2項6目雪対策費に除雪経費として3,600万円を計上してございます。これは除雪経費を当初予算で7億1,100万円、また、1月30日の臨時議会で1億2,000万円補正いたしましたが、早朝出勤回数が平野部において既に約30回を超えておりまして、また、山間部では40回近くになっております。さらに、今年の冬は気温の低い日が結構多うございまして、凍結防止剤の散布量が増加しているのに加えまして、燃料費等の高騰などで1月補正していただいた予算もままならない状況になってきてござい

ます。そのために今回の3,600万円の補正をお願いしようとするものでございます。

一方、歳入では財政調整基金繰入金に3,600万円を計上いたしまして収支の均衡を図ってございます。

また、補正予算第12号を先に議決いただきますと、補正の号数が逆転いたしまして、補正予算書11号と12号の計数整理のための修正、具体的には補正前の金額と補正後の金額の修正をしていただくこととなりますので、議決いただいた折には後でその修正した内容をご提示したいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上で終わります。よろしくお願い致します。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから議案第100号平成19年度横手市一般会計補正予算（第12号）を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

【賛成者起立】

○田中敏雄 議長 起立全員であります。したがって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議案第100号が議決されましたが、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定により議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明2月26日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 5時08分 散 会

